工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
東京国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事
工事地名	東京都足立区梅田一丁目地先　外３箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	
２）	事務所名	東京国道事務所　交通対策課	
３）	工事番号	2026070005	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	道路維持工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	272日間　自　令和 8年10月 2日	
		（当初）　至　令和 9年 6月30日	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	
９）	施 工 県	東京都	
１０）	地　　区	東京６区	
１１）	河川・路線	一般国道４号	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 9月	
１３）	機械損料一括補正	0　労務費一括割増	0%
１４）	単価適用年月	2026年 9月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 9月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	439,235	
２３）	公 告 日	令和 8年 7月29日	
２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R4 千住新橋地区		式	1		12,618,003			
標識工 門型標識 R4 9.29kp		式	1		12,183,753			
大型標識工		式	1		11,541,100			
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 14.3m 門型	基	1	10,060,000	10,060,000			単-1号
標識板	2.0m2以上	枚	3	493,700	1,481,100			単-2号
構造物撤去工		式	1		589,800			
標識撤去		基	1	589,800	589,800			単-3号
運搬処理工		式	1		52,853			
現場発生品運搬	既設門型標識柱、標識板	t	2.596	17,890	46,442			単-4号
再利用標識板運搬	標識板	t	0.373	17,190	6,411			単-5号
仮設工		式	1		434,250			
交通管理工		式	1		434,250			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A		人日	5	30,750	153,750			単-6号
交通誘導警備員 B		人日	10	28,050	280,500			単-7号
道路維持 管内標識板更新		式	1		14,286,100			
標識工		式	1		13,417,600			
大型標識工		式	1		13,417,600			
標識板設置	2.0m2以上	m2	70	182,500	12,775,000			単-8号
標識板撤去		m2	70	9,180	642,600			単-9号
仮設工		式	1		868,500			
交通管理工		式	1		868,500			
交通誘導警備員 A		人日	10	30,750	307,500			単-10号
交通誘導警備員 B		人日	20	28,050	561,000			単-11号
直接工事費		式	1		26,904,103			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		4,576,000			
共通仮設費		式	1		709,000			
技術管理費		式	1		278,000			
土質等試験費		式	1		158,000			内-1号
諸経費動向調査費		式	1		120,000			内-2号
現場環境改善費（率計上）		式	1		431,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		3,867,000			
純工事費		式	1		31,480,103			
現場管理費		式	1		10,784,000			
工事原価		式	1		107,929,090			
一般管理費等		式	1		18,060,910			
業務委託料		式	1		17,330,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		143,320,000			
消費税相当額		式	1		14,332,000			
工事費計		式	1		157,652,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R246 青山地区		式	1		18,173,205			
標識工 門型標識 R246 2.2kp		式	1		17,738,955			
大型標識工		式	1		16,229,800			
標識基礎 歩道側	門型式の基礎 4.0m3以上6.0m3未満	基	1	1,032,000	1,032,000			単-1号
標識基礎 中分側	門型式の基礎 6.0m3以上	基	1	1,374,000	1,374,000			単-2号
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 17.1ｍ 門型	基	1	12,160,000	12,160,000			単-3号
標識板	2.0m2以上	枚	3	554,600	1,663,800			単-4号
構造物撤去工		式	1		154,233			
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚 120ｍｍ	m	26	2,056	53,456			単-5号
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装厚 100ｍｍ	m	1	2,056	2,056			単-6号
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	m2	27	1,519	41,013			単-7号
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装版厚 10ｃｍ	m2	7	1,519	10,633			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
歩車道境界ブロック撤去	無筋構造物	m	5	824	4,120			単-9号
分離帯工撤去	無筋構造物	m	16	1,424	22,784			単-10号
植樹ブロック撤去	無筋構造物	m	9	774.6	6,971			単-11号
歩道用防護柵撤去	H=800	m	8	1,650	13,200			単-12号
構造物復旧工		式	1		1,011,330			
擬石平板ブロック	300×300×60	m2	28	14,990	419,720			単-13号
基層	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 40mm	m2	28	3,690	103,320			単-14号
歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚 6cm	m2	28	1,476	41,328			単-15号
ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ復旧	18-12-25(20)高炉 厚 10cm	m2	6	5,357	32,142			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚10cm	m2	6	1,538	9,228			単-17号
歩車道境界ブロック復旧	B種(180/205×250×600)	m	5	8,684	43,420			単-18号
分離帯工復旧	C種(180/210×300×600)	m	16	14,230	227,680			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
植樹ブロック復旧	150×180	m	9	12,020	108,180			単-20号
歩道用防護柵復旧	H=800(再利用)	m	8	3,289	26,312			単-21号
運搬処理工		式	1		343,592			
再利用標識板運搬	標識板	t	0.415	24,440	10,142			単-22号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	15	3,288	49,320			単-23号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	15	17,620	264,300			単-24号
残土運搬処分費		m3	1	19,830	19,830			単-25号
仮設工		式	1		434,250			
交通管理工		式	1		434,250			
交通誘導警備員 A		人日	5	30,750	153,750			単-26号
交通誘導警備員 B		人日	10	28,050	280,500			単-27号
直接工事費		式	1		18,173,205			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		2,234,000			
共通仮設費		式	1		186,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		186,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		2,048,000			
純工事費		式	1		20,407,205			
現場管理費		式	1		4,995,000			
工事原価		式	1		25,402,205			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R246 瀬田地区		式	1		18,082,249			
標識工 門型標識 R246 12.9kp		式	1		17,647,999			
大型標識工		式	1		16,216,700			
標識基礎 下り線	門型式の基礎 4.0m3未満	基	1	610,400	610,400			単-1号
標識基礎 上り線	門型式の基礎 4.0m3未満	基	1	475,300	475,300			単-2号
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 28.4m 門型	基	1	13,050,000	13,050,000			単-3号
標識板	2.0m2以上	枚	5	416,200	2,081,000			単-4号
構造物撤去工		式	1		821,248			
標識撤去	既設標識柱　標識板 基礎Co	基	1	756,600	756,600			単-5号
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚15ｃｍ以下	m	17	2,056	34,952			単-6号
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 15ｃｍ以下	m2	17	1,519	25,823			単-7号
植樹ブロック撤去	無筋構造物	m	5	774.6	3,873			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事	（当　初）	事業区分	道路維持･修繕
			工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物復旧工		式	1		420,663			
擬石透水平板ブロック	300×300×60	m2	17	15,200	258,400			単-9号
基層	開粒度As(13) 厚4cm	m2	17	4,741	80,597			単-10号
歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚6cm	m2	16	1,476	23,616			単-11号
植樹ブロック復旧	150×180×600	m	5	11,610	58,050			単-12号
運搬処理工		式	1		189,388			
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	5.019	23,250	116,691			単-13号
再利用標識板運搬	標識板	t	0.386	22,330	8,619			単-14号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	4,504	9,008			単-15号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	2	17,620	35,240			単-16号
残土運搬処分費		m3	1	19,830	19,830			単-17号
仮設工		式	1		434,250			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工		式	1		434,250			
交通誘導警備員 A		人日	5	30,750	153,750			単-18号
交通誘導警備員 B		人日	10	28,050	280,500			単-19号
直接工事費		式	1		18,082,249			
共通仮設費		式	1		2,038,000			
共通仮設費		式	1		169,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		169,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,869,000			
純工事費		式	1		20,120,249			
現場管理費		式	1		4,484,000			
工事原価		式	1		24,604,249			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持 R14 一之江一丁目地区		式	1		9,127,533			
標識工 F型標識 R14 10.49kp		式	1		8,693,283			
大型標識工		式	1		7,458,000			
標識基礎	H-400×400×13×21 L=5500	基	1	1,620,000	1,620,000			単-1号
片持標識柱	Ｆ型	基	1	3,618,000	3,618,000			単-2号
標識板	2.0m2以上	枚	1	2,220,000	2,220,000			単-3号
構造物撤去工		式	1		889,984			
標識撤去	既設標識柱　標識板　基礎Co	基	1	847,500	847,500			単-4号
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下	m	8	2,056	16,448			単-5号
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	m2	4	1,519	6,076			単-6号
植樹ブロック撤去	150×180×600	m	5	2,704	13,520			単-7号
横断防止柵撤去	H=0.8m	m	5	1,288	6,440			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物復旧工		式	1		167,403			
歩道舗装　表層	透水性擬石平板ブロック　厚6cm	m2	4	15,200	60,800			単-9号
歩道舗装　基層	開粒度As　厚4cm	m2	4	4,741	18,964			単-10号
歩道舗装　下層路盤	再生クラッシャーラン　RC-40　厚6cm	m2	4	1,476	5,904			単-11号
植樹ブロック復旧	150×180×600	m	5	11,600	58,000			単-12号
横断防止柵復旧	H＝0.8m	m	5	4,747	23,735			単-13号
運搬処理工		式	1		177,896			
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	t	1.121	21,500	24,101			単-14号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1	2,788	2,788			単-15号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	5	3,431	17,155			単-16号
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.1	3,179	317			単-17号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	1	16,450	16,450			単-18号

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	5	20,000	100,000			単-19号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	0.1	16,450	1,645			単-20号
残土運搬処分費	土砂	m3	1	15,440	15,440			単-21号
仮設工		式	1		434,250			
交通管理工		式	1		434,250			
交通誘導警備員 A		人日	5	30,750	153,750			単-22号
交通誘導警備員 B		人日	10	28,050	280,500			単-23号
直接工事費		式	1		9,127,533			
共通仮設費		式	1		2,039,000			
共通仮設費		式	1		167,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		167,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,872,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事 （当　初）	事業区分	道路維持･修繕
		工事区分	道路維持

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
純工事費		式	1		11,166,533			
現場管理費		式	1		4,492,000			
工事原価		式	1		15,658,533			

［東京都足立区梅田一丁目地先　外３箇所　　］

一式当たり内訳書

土質等試験費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	158千円	式	1		158,000			
合　計					158,000			

［東京都足立区梅田一丁目地先　外３箇所　　］

一式当たり内訳書

諸経費動向調査費

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
諸経費動向調査		式	1		120,000			
合　計					120,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 14.3m 門型	単位	基	数量	1	単価	10,060,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（門型式）	10m以上20m未満 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 3342.9kg/基 1基 無 有	基	1	9,639,000	9,639,000	
張り紙防止塗装費	工場塗装費	m2	7.56	55,000	415,800	
計					10,054,800	
単価					10,060,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	標識板	2.0m2以上	単位	枚	数量	3	単価	493,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	18.66	12,490	233,063.4	
材料費（組） 標識板取付金具		組	8	156,000	1,248,000	
計					1,481,063.4	
単価					493,700	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	標識撤去		単位	基	数量	1	単価	589,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 10m以上20m未満 1基 無 有	基	1	418,500	418,500	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	18.66	9,180	171,298.8	
計					589,798.8	
単価					589,800	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－4号	現場発生品運搬	既設門型標識柱、標識板	単位	t	数量	1	単価	17,890

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 3.0km以下	t	1	2,626	2,626	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	1	15,260	15,260	
計					17,886	
単価					17,890	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－5号	再利用標識板運搬	標識板	単位	t	数量	1	単価	17,190

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 3.0km以下	t	1	2,522	2,522	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	1	14,660	14,660	
計					17,182	
単価					17,190	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－6号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,750	30,750	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－7号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,050	28,050	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－8号	標識板設置	2.0m2以上	単位	m2	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	1	182,500	182,500	
計					182,500	
単価					182,500	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	標識板撤去		単位	m2	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	1	9,180	9,180	
計					9,180	
単価					9,180	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－10号	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,750	30,750	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,050	28,050	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（門型式）	10m以上20m未満 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 3342.9kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	9,639,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞ ﾄﾗｽ型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	3.34	2,720,000	9,084,800	
標識柱設置（門型式）	１０～２０ｍ　設置手間	基	1	553,500	553,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		700	
計					9,639,000	
単価					9,639,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	12,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設　２ｍ２以上　設置手間	ｍ２	1	12,487.5	12,487	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					12,490	
単価					12,490	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） 標識板取付金具		単位	組	数量	1	単価	156,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	標識板取付金具	組	1	156,000	156,000	
計					156,000	
単価					156,000	円／組

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 10m以上20m未満 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	418,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（門型式）	１０～２０ｍ未満	基	1	418,500	418,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					418,500	
単価					418,500	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	9,180	9,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,180	
単価					9,180	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,750	30,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,050	28,050	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	169,050	169,050	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					182,500	
単価					182,500	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	9,180	9,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,180	
単価					9,180	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土質等試験費（一式入力）	158千円	単位	式	数量	1	単価	158,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質等試験費		式	1		158,000	
計					158,000	
単価					158,000	円／式

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－1号	標識基礎 歩道側	門型式の基礎 4.0m3以上6.0m3未満	単位	基	数量	1	単価	1,032,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 4.0m3以上6.0m3未満 無 有 無	ｍ３	5.46	151,300	826,098	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	58.5	1,010	59,085	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30㎜以上200㎜未満	孔	16	1,094	17,504	
コンクリート削孔（さく岩機）	400㎜以上600㎜未満	孔	10	3,321	33,210	
材料費（本） 樹脂カプセルM36用		本	10	4,570	45,700	
材料費（本） 樹脂カプセルD16用		本	16	401	6,416	
根巻コンクリート		式	1		43,381	
計					1,031,394	
単価					1,032,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－2号	標識基礎 中分側	門型式の基礎 6.0m3以上	単位	基	数量	1	単価	1,374,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 6.0m3以上 無 有 無	ｍ３	8.64	136,400	1,178,496	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	141.1	1,010	142,511	
根巻コンクリート		式	1		52,603	
計					1,373,610	
単価					1,374,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 17.1m 門型	単位	基	数量	1	単価	12,160,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（門型式）	10m以上20m未満 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 4098.4kg/基 1基 無 有	基	1	11,680,000	11,680,000	
張り紙防止塗装費	工場塗装費	m2	8.71	55,000	479,050	
計					12,159,050	
単価					12,160,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	標識板	2.0m2以上	単位	枚	数量	3	単価	554,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	20.79	12,490	259,667.1	
材料費（組） 標識板取付金具		組	9	156,000	1,404,000	
計					1,663,667.1	
単価					554,600	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－5号	舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚 120ｍｍ	単位	m	数量	1	単価	2,056

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	2,056	2,056	
計					2,056	
単価					2,056	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－6号	舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装厚 100ｍｍ	単位	m	数量	1	単価	2,056

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	2,056	2,056	
計					2,056	
単価					2,056	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－7号	舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,519

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	1,519	1,519	
計					1,519	
単価					1,519	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－8号	舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装版厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,519

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	1,519	1,519	
計					1,519	
単価					1,519	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	歩車道境界ブロック撤去	無筋構造物	単位	m	数量	10	単価	824

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m３	0.5	16,480	8,240	
計					8,240	
単価					824	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－10号	分離帯工撤去	無筋構造物	単位	m	数量	10	単価	1,424

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m３	0.864	16,480	14,238.72	
計					14,238.72	
単価					1,424	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	植樹ブロック撤去	無筋構造物	単位	m	数量	10	単価	774.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m３	0.47	16,480	7,745.6	
計					7,745.6	
単価					774.6	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	歩道用防護柵撤去	H=800	単位	m	数量	1	単価	1,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 有	m	1	1,650	1,650	
計					1,650	
単価					1,650	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	擬石平板ブロック	300×300×60	単位	m2	数量	1	単価	14,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	14,990	14,990	
計					14,990	
単価					14,990	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	基層	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20)　舗装厚 40mm	単位	m2	数量	1	単価	3,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基層（歩道部）	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生粗粒度アスコン（２０） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	3,690	3,690	
計					3,690	
単価					3,690	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚 6cm	単位	m2	数量	1	単価	1,476

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	60mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,476	1,476	
計					1,476	
単価					1,476	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ復旧	18-12-25(20)高炉 厚 10cm	単位	m2	数量	1	単価	5,357

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.1	53,570	5,357	
計					5,357	
単価					5,357	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚10cm	単位	m2	数量	1	単価	1,538

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	100mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,538	1,538	
計					1,538	
単価					1,538	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－18号	歩車道境界ブロック復旧	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	8,684

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 B種(180/205×250×600) 無し 無し	m	1	8,684	8,684	
計					8,684	
単価					8,684	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	分離帯工復旧	C種(180/210×300×600)	単位	m	数量	1	単価	14,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 C種(180/210×300×600) 無し 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	14,230	14,230	
計					14,230	
単価					14,230	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－20号	植樹ブロック復旧	150×180	単位	m	数量	1	単価	12,020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	12,020	12,020	
計					12,020	
単価					12,020	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－21号	歩道用防護柵復旧	H=800(再利用)	単位	m	数量	1	単価	3,289

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 50m未満 有	m	1	3,289	3,289	
計					3,289	
単価					3,289	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－22号	再利用標識板運搬	標識板	単位	t	数量	1	単価	24,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 11.5km以下	t	1	9,772	9,772	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	1	14,660	14,660	
計					24,432	
単価					24,440	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－23号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,288

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,288	3,288	
計					3,288	
単価					3,288	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	17,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	17,620	17,620	
計					17,620	
単価					17,620	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－25号	残土運搬処分費		単位	m3	数量	1	単価	19,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 60.0km以下	ｍ３	1	12,630	12,630	
処分費（ｍ３） 建設発生土受入費		ｍ３	1	7,200	7,200	
計					19,830	
単価					19,830	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－26号	交通誘導警備員 Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,750	30,750	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－27号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,050	28,050	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 4.0m3以上6.0m3未満 無 有 無	単位	ｍ３	数量	1	単価	151,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　４．０～６．０ｍ３未満	ｍ３	1	151,250	151,250	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					151,300	
単価					151,300	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	アンカーボルト材料費		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識設置工　加算額	アンカーボルト材料	ｋｇ	1	1,010	1,010	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,010	
単価					1,010	円／ｋｇ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	材料費（本） 樹脂カプセルM36用		単位	本	数量	1	単価	4,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	樹脂カプセル M36用	本	1	4,570	4,570	
計					4,570	
単価					4,570	円／本

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	材料費（本） 樹脂カプセルD16用		単位	本	数量	1	単価	401

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	樹脂カプセル D16用	本	1	401	401	
計					401	
単価					401	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	根巻コンクリート		単位	式	数量	1	単価	43,381

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.34	63,440	21,569	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	1.46	14,940	21,812	
計					43,381	
単価					43,381	円／式

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 6.0m3以上 無 有 無	単位	ｍ３	数量	1	単価	136,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　６．０ｍ３以上	ｍ３	1	136,400	136,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					136,400	
単価					136,400	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	根巻コンクリート		単位	式	数量	1	単価	52,603

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	0.41	63,440	26,010	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	1.78	14,940	26,593	
計					52,603	
単価					52,603	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識柱設置（門型式）	10m以上20m未満 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 4098.4kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	11,680,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞ ﾄﾗｽ型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	4.09	2,720,000	11,124,800	
標識柱設置（門型式）	１０～２０ｍ　設置手間	基	1	553,500	553,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		1,700	
計					11,680,000	
単価					11,680,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	12,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設　２ｍ２以上　設置手間	ｍ２	1	12,487.5	12,487	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					12,490	
単価					12,490	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（組） 標識板取付金具		単位	組	数量	1	単価	156,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	標識板取付金具	組	1	156,000	156,000	
計					156,000	
単価					156,000	円／組

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	単位	m３	数量	1	単価	16,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	夜間　機械施工　制約無	m３	1	16,471	16,471	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					16,480	
単価					16,480	円／m３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 有	単位	m	数量	100	単価	1,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵撤去工　土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,650	165,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					165,000	
単価					1,650	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	土中建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 50m未満 有	単位	m	数量	100	単価	3,289

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工　土中建込用	ビーム式・パネル式	m	100	3,288.6	328,860	
防護柵（Ｐ種）	再利用のため0円	m	100	0	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		40	
計					328,900	
単価					3,289	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	17,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費　コンクリート殻（無筋	大成ロテック㈱東京臨海ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	ｍ３	100	17,625	1,762,500	
計					1,762,500	
単価					17,620	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３） 建設発生土受入費		単位	ｍ３	数量	100	単価	7,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	建設発生土受入費　UCR三郷番匠免	ｍ３	100	7,200	720,000	
計					720,000	
単価					7,200	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,750	30,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,050	28,050	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－1号	標識基礎 下り線	門型式の基礎 4.0m3未満	単位	基	数量	1	単価	610,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 4.0m3未満 無 有 無	ｍ３	2.39	180,200	430,678	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	66.6	1,010	67,266	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30㎜以上200㎜未満	孔	17	1,094	18,598	
コンクリート削孔（さく岩機）	400㎜以上600㎜未満	孔	4	3,321	13,284	
材料費（本） 樹脂カプセルM36用		本	4	4,570	18,280	
材料費（本） 樹脂カプセルD16用		本	17	401	6,817	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.46	63,700	29,302	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	1.75	14,940	26,145	
計					610,370	
単価					610,400	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－2号	標識基礎 上り線	門型式の基礎 4.0m3未満	単位	基	数量	1	単価	475,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 4.0m3未満 無 有 無	ｍ３	1.65	180,200	297,330	
アンカーボルト材料費		ｋｇ	35.1	1,010	35,451	
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）	30㎜以上200㎜未満	孔	16	1,094	17,504	
コンクリート削孔（さく岩機）	400㎜以上600㎜未満	孔	8	3,321	26,568	
材料費（本） 樹脂カプセルM36用		本	8	4,570	36,560	
材料費（本） 樹脂カプセルD16用		本	16	401	6,416	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.46	63,700	29,302	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	1.75	14,940	26,145	
計					475,276	
単価					475,300	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－3号	門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 28.4m 門型	単位	基	数量	1	単価	13,050,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（門型式）	20m以上 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 4373.8kg/基 1基 無 有	基	1	12,480,000	12,480,000	
張り紙防止塗装費	工場塗装費	m2	10.193	55,000	560,615	
計					13,040,615	
単価					13,050,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－4号	標識板	2.0m2以上	単位	枚	数量	5	単価	416,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	10.08	182,500	1,839,600	
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	19.32	12,490	241,306.8	
計					2,080,906.8	
単価					416,200	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－5号	標識撤去	既設標識柱　標識板　基礎Co	単位	基	数量	1	単価	756,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 20m以上 1基 無 有	基	1	448,200	448,200	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	ｍ２	25.77	9,180	236,568.6	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	ｍ３	0.684	104,900	71,751.6	
計					756,520.2	
単価					756,600	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－6号	舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚 15ｃｍ以下	単位	m	数量	1	単価	2,056

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	2,056	2,056	
計					2,056	
単価					2,056	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－7号	舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 15ｃｍ以下	単位	m2	数量	1	単価	1,519

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	1,519	1,519	
計					1,519	
単価					1,519	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－8号	植樹ブロック撤去	無筋構造物	単位	m	数量	10	単価	774.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	ｍ３	0.47	16,480	7,745.6	
計					7,745.6	
単価					774.6	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	擬石透水平板ブロック	300×300×60	単位	m2	数量	1	単価	15,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	15,200	15,200	
計					15,200	
単価					15,200	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－10号	基層	開粒度As(13) 厚4cm	単位	m2	数量	1	単価	4,741

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	4,741	4,741	
計					4,741	
単価					4,741	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚6cm	単位	m2	数量	1	単価	1,476

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	60mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,476	1,476	
計					1,476	
単価					1,476	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－12号	植樹ブロック復旧	150×180×600	単位	m	数量	1	単価	11,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	11,610	11,610	
計					11,610	
単価					11,610	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－13号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	23,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	1	7,985	7,985	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	1	15,260	15,260	
計					23,245	
単価					23,250	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	再利用標識板運搬	標識板	単位	t	数量	1	単価	22,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 9.0km以下	t	1	7,670	7,670	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	1	14,660	14,660	
計					22,330	
単価					22,330	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,504

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 23.2km以下 全ての費用	ｍ３	1	4,504	4,504	
計					4,504	
単価					4,504	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	17,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	17,620	17,620	
計					17,620	
単価					17,620	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	残土運搬処分費		単位	m3	数量	1	単価	19,830

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 60.0km以下	ｍ３	1	12,630	12,630	
処分費（ｍ３） 建設発生土受入費		ｍ３	1	7,200	7,200	
計					19,830	
単価					19,830	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－18号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,750	30,750	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,050	28,050	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識基礎設置（片持式・門型式）	門型式の基礎 4.0m3未満 無 有 無	単位	ｍ３	数量	1	単価	180,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎設置	コンクリート基礎　４．０ｍ３未満	ｍ３	1	180,125	180,125	
諸雑費（まるめ）		式	1		75	
計					180,200	
単価					180,200	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	アンカーボルト材料費		単位	ｋｇ	数量	1	単価	1,010

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識設置工　加算額	アンカーボルト材料	ｋｇ	1	1,010	1,010	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,010	
単価					1,010	円／ｋｇ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	材料費（本） 樹脂カプセルM36用		単位	本	数量	1	単価	4,570

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	樹脂カプセル M36用	本	1	4,570	4,570	
計					4,570	
単価					4,570	円／本

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	材料費（本） 樹脂カプセルD16用		単位	本	数量	1	単価	401

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費	樹脂カプセル D16用	本	1	401	401	
計					401	
単価					401	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識柱設置（門型式）	20m以上 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 4373.8kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	12,480,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞ ﾄﾗｽ型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	4.37	2,720,000	11,886,400	
標識柱設置（門型式）	２０ｍ以上　設置手間	基	1	591,300	591,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		2,300	
計					12,480,000	
単価					12,480,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	169,050	169,050	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					182,500	
単価					182,500	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設 2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	12,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	移設　２ｍ２以上　設置手間	ｍ２	1	12,487.5	12,487	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					12,490	
単価					12,490	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識柱撤去（片持式・門型式）	門型式 20m以上 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	448,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（門型式）	２０ｍ以上	基	1	448,200	448,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					448,200	
単価					448,200	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2以上 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	9,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	9,180	9,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,180	
単価					9,180	円／ｍ２

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	ｍ３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	16,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	夜間　機械施工　制約無	ｍ３	1	16,471	16,471	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					16,480	
単価					16,480	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	17,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	コンクリート殻（無筋）　大成ﾛﾃｯｸ㈱東京臨海	ｍ３	100	17,625	1,762,500	
計					1,762,500	
単価					17,620	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３） 建設発生土受入費		単位	ｍ３	数量	100	単価	7,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	建設発生土受入費 UCR三郷番匠免	ｍ３	100	7,200	720,000	
計					720,000	
単価					7,200	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,750	30,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,050	28,050	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－1号	標識基礎	H-400×400×13×21 L=5500	単位	基	数量	1	単価	1,620,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
抵抗板付鋼製杭基礎打込及び引抜(同日施工3回以上)	有り 無し	回	1	283,600	283,600	
抵抗板付鋼製杭基礎材料費 (H形鋼杭)		t	1.491	860,000	1,282,260	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.38	63,440	24,107.2	
型枠	一般型枠 小型構造物	ｍ２	1.92	14,940	28,684.8	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	0.64	1,878	1,201.92	
計					1,619,853.92	
単価					1,620,000	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－2号	片持標識柱	Ｆ型	単位	基	数量	1	単価	3,618,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1587.7kg/基 1基 無 有	基	1	3,464,000	3,464,000	
張り紙防止塗装費		m2	2.792	55,000	153,560	
計					3,617,560	
単価					3,618,000	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－3号	標識板	2.0m2以上	単位	枚	数量	1	単価	2,220,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	ｍ２	12.16	182,500	2,219,200	
計					2,219,200	
単価					2,220,000	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－4号	標識撤去	既設標識柱　標識板　基礎Co	単位	基	数量	1	単価	847,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	基	1	105,300	105,300	
標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	ｍ２	6.72	11,940	80,236.8	
標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	ｍ３	6.31	104,900	661,919	
計					847,455.8	
単価					847,500	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－5号	舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下	単位	m	数量	1	単価	2,056

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	1	2,056	2,056	
計					2,056	
単価					2,056	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－6号	舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,519

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	1,519	1,519	
計					1,519	
単価					1,519	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－7号	植樹ブロック撤去	150×180×600	単位	m	数量	10	単価	2,704

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 有り	m３	0.47	57,530	27,039.1	
計					27,039.1	
単価					2,704	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－8号	横断防止柵撤去	H=0.8m	単位	m	数量	100	単価	1,288

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無有	m	100	1,050	105,000	
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	m３	1.44	16,480	23,731.2	
計					128,731.2	
単価					1,288	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－9号	歩道舗装　表層	透水性擬石平板ブロック　厚6cm	単位	m2	数量	1	単価	15,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊ブロック舗装	設置 30cm×30cm	ｍ２	1	15,200	15,200	
計					15,200	
単価					15,200	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－10号	歩道舗装　基層	開粒度As　厚4cm	単位	m2	数量	1	単価	4,741

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
透水性アスファルト舗装	1.4m未満 40mm 開粒度ｱｽｺﾝ(13)	ｍ２	1	4,741	4,741	
計					4,741	
単価					4,741	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－11号	歩道舗装　下層路盤	再生クラッシャーラン　RC-40　厚6cm	単位	m2	数量	1	単価	1,476

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（歩道部）	60mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	1,476	1,476	
計					1,476	
単価					1,476	円／m2

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－12号	植樹ブロック復旧	150×180×600	単位	m	数量	1	単価	11,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック	設置 各種(600mm以下､50kg未満) 1.65個/m 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(各種) 有り	m	1	11,600	11,600	
計					11,600	
単価					11,600	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	横断防止柵復旧	H＝0.8m	単位	m	数量	100	単価	4,747

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 100m未満 有	m	100	2,471	247,100	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.162	55,280	64,235.36	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	16	9,955	159,280	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	3	1,346	4,038	
計					474,653.36	
単価					4,747	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－14号	現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	単位	t	数量	1	単価	21,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 有り 7.0km以下	t	1	6,235	6,235	
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t	t	1	15,260	15,260	
計					21,495	
単価					21,500	円／t

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－15号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,788

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,788	2,788	
計					2,788	
単価					2,788	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－16号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,431

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,431	3,431	
計					3,431	
単価					3,431	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－17号	殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	3,179

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要､厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 9.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,179	3,179	
計					3,179	
単価					3,179	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－18号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	16,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	16,450	16,450	
計					16,450	
単価					16,450	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－19号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	20,000	20,000	
計					20,000	
単価					20,000	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－20号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	16,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	16,450	16,450	
計					16,450	
単価					16,450	円／m3

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－21号	残土運搬処分費	土砂	単位	m3	数量	1	単価	15,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 27.0km以下	ｍ３	1	8,232	8,232	
残土等処分		ｍ３	1	7,200	7,200	
計					15,432	
単価					15,440	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－22号	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	30,750	30,750	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

単－23号	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	28,050	28,050	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	抵抗板付鋼製杭基礎打込及び引抜(同日施工3回以上)	有り 無し	単位	回	数量	1	単価	283,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
抵抗板付鋼製杭基礎打込および引抜 夜間	施工条件I 時間制約無	回	1	283,550	283,550	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					283,600	
単価					283,600	円／回

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	抵抗板付鋼製杭基礎材料費（H形鋼杭）		単位	t	数量	1	単価	860,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
抵抗板付鋼製杭基礎	ポールアンカー100型-V H150～400	t	1	860,000	860,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					860,000	
単価					860,000	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識柱設置（片持式）	400kg以上/基 下地亜鉛メッキ＋ステンフレーク塗装 1587.7kg/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	3,464,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
道路標識柱	ｵｰﾊﾞｰﾊﾝｸﾞ F･逆L･T型 鋼管 ｽﾃﾝﾌﾚｰｸ塗装	t	1.58	2,100,000	3,318,000	
標識柱設置（片持式）	４００ｋｇ以上　設置手間	基	1	145,800	145,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		200	
計					3,464,000	
単価					3,464,000	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設 2.0m2以上 広角ﾌﾟﾘｽﾞﾑ 10m2以上 無 有 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	182,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板設置（案内標識［路線番号除く］）	新設　広角プリズム　２ｍ２以上　金具含　材工共	ｍ２	1	169,050	169,050	
道路標識設置工　加算額	標識板の裏面塗装	ｍ２	1	13,400	13,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					182,500	
単価					182,500	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識柱撤去（片持式・門型式）	片持式 400kg以上/基 1基 無 有	単位	基	数量	1	単価	105,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識柱撤去（片持式）	４００ｋｇ以上	基	1	105,300	105,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					105,300	
単価					105,300	円／基

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識板撤去(案内標識(路側式･片持式･門型式))	2.0m2以上 10m2未満 無 有	単位	ｍ２	数量	1	単価	11,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識板撤去（案内標識（路側式・片持式・門型式））	２．０ｍ２以上	ｍ２	1	11,934	11,934	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					11,940	
単価					11,940	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	標識基礎撤去（片持式・門型式）	無 有	単位	ｍ３	数量	1	単価	104,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
標識基礎撤去	コンクリート基礎	ｍ３	1	104,895	104,895	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					104,900	
単価					104,900	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工 無し 有り	単位	ｍ３	数量	1	単価	57,530

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	夜間　人力施工　制約無	ｍ３	1	57,525	57,525	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					57,530	
単価					57,530	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	防護柵（横断・転落防止柵）撤去工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 無 有	単位	m	数量	100	単価	1,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵撤去工　コンクリート建込用	ビーム式・パネル式	m	100	1,050	105,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					105,000	
単価					1,050	円／m

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 有り 必要	単位	m３	数量	1	単価	16,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	夜間　機械施工　制約無	m３	1	16,471	16,471	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					16,480	
単価					16,480	円／m３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ｺﾝｸﾘｰﾄ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 3m 100m未満 有	単位	m	数量	100	単価	2,471

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工　コンクリート建込用	ビーム式・パネル式	m	100	2,470.5	247,050	
防護柵（Ｐ種）	再利用0円	m	100	0	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		50	
計					247,100	
単価					2,471	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	16,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	Co殻（無筋） 砂町ｱｽｺﾝ東京合材工場	ｍ３	100	16,450	1,645,000	
計					1,645,000	
単価					16,450	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	20,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	Co殻（鉄筋） 砂町ｱｽｺﾝ東京合材工場Rプラント	ｍ３	100	20,000	2,000,000	
計					2,000,000	
単価					20,000	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	16,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	As殻　砂町ｱｽｺﾝ東京合材工場	ｍ３	100	16,450	1,645,000	
計					1,645,000	
単価					16,450	円／ｍ３

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	30,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	30,750	30,750	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					30,750	
単価					30,750	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.09
歩掛使用年月	2026.09
労務調整係数	1.000-00-00-2-50

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	28,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	28,050	28,050	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					28,050	
単価					28,050	円／人日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	72,287,090	直接工事費	72,287,090	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	439,235	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	37,011,200	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	1,609,200	（工場原価）
管理費区分５	35,402,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	35,275,890	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	34,836,655		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	8.65 %		0 %		
施工地域等補正	2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	17.3 %				
計上額	6,102,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	34,836,655	直接工事費	72,287,090		
非対象額計（－）	37,450,435				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	1,609,200	（工場原価）			
管理費区分５	35,402,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	439,235	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	34,836,655	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.2　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.2　%				
計上額	766,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	278,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	278,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計 7,146,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）：道路維持工事　　合算工事：0

対象工事費	26,904,103	直接工事費	26,904,103	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	9,499,800	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	415,800	（工場原価）
管理費区分５	9,084,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	17,404,303	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	17,404,303		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	11.11　％		0　％		
施工地域等補正	2	ICT施工補正	1		
率（補正後）	22.22　％				
計上額	3,867,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	17,404,303	直接工事費	26,904,103
非対象額計（－）	9,499,800		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	415,800	（工場原価）	
管理費区分５	9,084,000	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	17,404,303	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	2.48 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.48 %				
計上額	431,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	278,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	278,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　4,576,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	18,173,205	直接工事費	18,173,205	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	271,500	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	11,673,377	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	479,100	（工場原価）
管理費区分５	11,120,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	74,277	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	6,499,828	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	6,302,605		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	15.76 %		0 %
施工地域等補正	2	ICT施工補正	1
率（補正後）	31.52 %		
計上額	2,048,000		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	6,302,605	直接工事費	18,173,205		
非対象額計（－）	11,870,600				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	479,100	（工場原価）			
管理費区分５	11,120,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	271,500	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	6,302,605	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.96 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.96 %				
計上額	186,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	2,234,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	18,082,249	直接工事費	18,082,249	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	42,440	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	12,440,700	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	560,700	（工場原価）
管理費区分５	11,880,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	5,641,549	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	5,599,109		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	16.57 %		0 %
施工地域等補正	2	ICT施工補正	1
率（補正後）	33.14 %		
計上額	1,869,000		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	5,599,109	直接工事費	18,082,249		
非対象額計（－）	12,483,140				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	560,700	（工場原価）			
管理費区分５	11,880,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	42,440	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	5,599,109	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.03 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.03 %				
計上額	169,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	2,038,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路維持工事　　合算工事： 0

対象工事費	9,127,533	直接工事費	9,127,533	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	125,295	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	3,471,600	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	153,600	（工場原価）
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	5,655,933	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	5,530,638		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	16.55 %		0 %
施工地域等補正	2	ICT施工補正	1
率（補正後）	33.1 %		
計上額	1,872,000		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	5,530,638	直接工事費	9,127,533		
非対象額計（－）	3,596,895				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	153,600	（工場原価）			
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	125,295	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	5,530,638	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	3.03 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	3.03 %				
計上額	167,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	2,039,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	79,433,090	単独（追加工事）直接工事費	72,287,090	単独（追加工事）共通仮設費	7,146,000
非対象額計（－）	37,169,200				
管理費区分２，７	1,609,200	（工場原価）			
管理費区分５	35,402,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	158,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	42,263,890	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	41,824,655		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	37.05 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	44.46 %		0 %		
計上額	18,790,000		0		0
			6,148,428 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	31,480,103	単独（追加工事）直接工事費	26,904,103	単独（追加工事）共通仮設費	4,576,000
非対象額計（－）	9,657,800				
管理費区分２，７	415,800	（工場原価）			
管理費区分５	9,084,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	158,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	21,822,303	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	21,822,303		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	41.18 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	49.42 %		0 %		
計上額	10,784,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	20,407,205	単独（追加工事）直接工事費	18,173,205	単独（追加工事）共通仮設費	2,234,000
非対象額計（－）	11,673,377				
管理費区分２， ７	479,100	（工場原価）			
管理費区分５	11,120,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	74,277	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	8,733,828	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	8,536,605		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	47.67 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	57.2 %		0 %		
計上額	4,995,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	20,120,249	単独（追加工事）直接工事費	18,082,249	単独（追加工事）共通仮設費	2,038,000
非対象額計（－）	12,440,700				
管理費区分２，７	560,700	（工場原価）			
管理費区分５	11,880,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	7,679,549	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	7,637,109		0		0
現場管理費対象純工事費　（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	48.66 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	58.39 %		0 %		
計上額	4,484,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,166,533	単独（追加工事）直接工事費	9,127,533	単独（追加工事）共通仮設費	2,039,000
非対象額計（－）	3,471,600				
管理費区分２，７	153,600	（工場原価）			
管理費区分５	3,318,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	7,694,933	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	7,569,638		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	48.65 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	58.38 %		0 %		
計上額	4,492,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	東京国道事務所　交通対策課			工事番号	2026070005　　第　0　回変更
発注年月	令和09年07月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事

工事原価	98,223,090						
純工事費	79,433,090	現場管理費		18,790,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	158,000						
管理費区分９	158,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	98,065,090		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	97,625,855		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	98,065,090						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	18.38　％		現工事	0　％		合算工事	0　％
一般管理費	18,060,910						
業務委託料等	17,330,000						
調査基準価格	125,917,000						
調査基準価格の100/110	114,470,000	（ 79.87　％）					

業務委託料等（当初）

事務所名	東京国道事務所　交通対策課			工事番号	2026070005	第　0　回変更
発注年月	令和09年07月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事	

業務委託料	17,330,000

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所　交通対策課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R4 千住新橋地区		式		1		
標識工 門型標識 R4 9.29kp		式		1		
大型標識工		式		1		
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 14.3m 門型	基		1		
標識板	2.0m2以上	枚		3		
構造物撤去工		式		1		
標識撤去		基		1		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	既設門型標識柱、標識板	式		1		
再利用標識板運搬	標識板	式		1		
仮設工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 Ａ		式		1		
交通誘導警備員 Ｂ		式		1		
道路維持 管内標識板更新		式		1		
標識工		式		1		
大型標識工		式		1		
標識板設置	2.0m2以上	m2		70		
標識板撤去		m2		70		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 Ａ		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
諸経費動向調査費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R246 青山地区		式		1		
標識工 門型標識 R246 2.2kp		式		1		
大型標識工		式		1		
標識基礎 歩道側	門型式の基礎 4.0m3以上6.0m3未満	基		1		
標識基礎 中分側	門型式の基礎 6.0m3以上	基		1		
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 17.1ｍ 門型	基		1		
標識板	2.0m2以上	枚		3		
構造物撤去工		式		1		
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚 120ｍｍ	式		1		
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装厚 100ｍｍ	式		1		
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	m2		27		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ 舗装版厚 10ｃｍ	m2		7		
歩車道境界ブロック撤去	無筋構造物	m		5		
分離帯工撤去	無筋構造物	m		16		
植樹ブロック撤去	無筋構造物	m		9		
歩道用防護柵撤去	H=800	m		8		
構造物復旧工		式		1		
擬石平板ブロック	300×300×60	m2		28		
基層	再生粗粒度ｱｽｺﾝ(20)　舗装厚 40mm	m2		28		
歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚 6cm	m2		28		
ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ復旧	18-12-25(20)高炉 厚 10cm	m2		6		
ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚10cm	m2		6		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
歩車道境界ブロック復旧	B種(180/205×250×600)	m		5		
分離帯工復旧	C種(180/210×300×600)	m		16		
植樹ブロック復旧	150×180	m		9		
歩道用防護柵復旧	H=800(再利用)	m		8		
運搬処理工		式		1		
再利用標識板運搬	標識板	式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		15		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		15		
残土運搬処分費		m3		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 A		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R246 瀬田地区		式		1		
標識工 門型標識 R246 12.9kp		式		1		
大型標識工		式		1		
標識基礎 下り線	門型式の基礎 4.0m3未満	基		1		
標識基礎 上り線	門型式の基礎 4.0m3未満	基		1		
門型標識柱	ｽﾊﾟﾝ長 28.4m 門型	基		1		
標識板	2.0m2以上	枚		5		
構造物撤去工		式		1		
標識撤去	既設標識柱　標識板　基礎Co	基		1		
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装厚 15ｃｍ以下	式		1		
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 15ｃｍ以下	m2		17		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
植樹ブロック撤去	無筋構造物	m		5		
構造物復旧工		式		1		
擬石透水平板ブロック	300×300×60	m2		17		
基層	開粒度As(13) 厚4cm	m2		17		
歩道舗装路盤工	再生クラッシャーラン RC-40 厚6cm	m2		16		
植樹ブロック復旧	150×180×600	m		5		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	式		1		
再利用標識板運搬	標識板	式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		2		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
残土運搬処分費		m3		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 A		式		1		
交通誘導警備員 B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持 R14 一之江一丁目地区		式		1		
標識工 F型標識 R14 10.49kp		式		1		
大型標識工		式		1		
標識基礎	H-400×400×13×21 L=5500	基		1		
片持標識柱	Ｆ型	基		1		
標識板	2.0m2以上	枚		1		
構造物撤去工		式		1		
標識撤去	既設標識柱　標識板　基礎Co	基		1		
舗装版切断	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 舗装版厚 12ｃｍ	m2		4		
植樹ブロック撤去	150×180×600	m		5		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
横断防止柵撤去	H=0.8m	m		5		
構造物復旧工		式		1		
歩道舗装　表層	透水性擬石平板ブロック　厚6cm	m2		4		
歩道舗装　基層	開粒度As　厚4cm	m2		4		
歩道舗装　下層路盤	再生クラッシャーラン　RC-40　厚6cm	m2		4		
植樹ブロック復旧	150×180×600	m		5		
横断防止柵復旧	H＝0.8m	m		5		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	既設標識柱　標識板	式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		5		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.1		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		1		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		5		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		0.1		
残土運搬処分費	土砂	m3		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員A		式		1		
交通誘導警備員B		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	72,287,090		
(2)共通仮設費	10,887,000		
(3)純工事費 (1)+(2)	83,174,090		
(4)現場管理費	24,755,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	107,929,090	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	18,060,910	((7)一般管理費等(計算額)	18,063,589)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	17,330,000		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	143,320,000		

(11)消費税相当額	14,332,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	157,652,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	143,320,000
(14)調査基準価格	125,917,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	114,470,000

Ｒ ８ 東 京 国 道 管 内 標 識 設 置 ほ か 工 事

特 記 仕 様 書

令和 ８年 ７月

国土交通省 関東地方整備局
東 京 国 道 事 務 所

第１章　総　　則

第1条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は、東京都内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で、常に連絡が取れる体制であること。
（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
２．現場の安全管理体制について、平成７年４月21日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）
４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第6条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

【国道４号　足立区梅田一丁目地先】

東京都足立区梅田　緯度　35°45’37”　経度　139°48’10”

第7条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお　願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※１

また、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）※１

本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m2、〇基を予定している。

※１ 記載例は、入札公告１．工事の概要（３）工事内容、（４）工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第8条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を

作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号業務名	テクリス番号
Ｈ２６管内標識設計ほか業務	4019229875
Ｈ２９東京国道管内標識設計ほか業務	4029951468
Ｈ３０東京国道管内標識設計ほか業務	4033490487

第9条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第10条　調査・試験に対する協力

（中間技術検査）

１.契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

（低入札価格調査制度調査）

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1)受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は東京国道事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事)	元請、下請の工事費内訳

第11条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第12条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

なお、該当工種については別途監督職員より通知する。

第13条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第14条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、「土木工事書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第16条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.7)
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３.監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条　設計変更審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」
(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html) によるものとする。

第18条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第19条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第22条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条　諸経費動向調査

本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第24条　工事現場発生品

１．本工事から発生する現場発生品は、下記の通りとする。

品目	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
標識柱	基	1	東京都足立区千住河原町地先 （千住大橋資材置場）	3.0km	R4 千住新橋地区
標識柱 標識板	基 枚	1 2	東京都杉並区下高井戸五丁目 地先（下高井戸資材置場）	8.5km	R246 瀬田地区
標識柱 標識板	基 枚	1 1	東京都墨田区江東橋四丁目 （江東橋仮置きヤード）	6.8km	R14 一之江一丁目地区

管内標識板交換での現場発生品引き渡し場所は、契約後監督職員から指示する。

管内標識板交換における現場発生品運搬は当初見込んでいないが、設計変更の対象とする。

第25条　工事資材一時仮置き場

１．本工事において再利用する標識版の一時仮置き場は、下記の通りとする。

品目	単位	数量	仮置場	運搬距離	適用
標識板	枚	3	東京都足立区千住河原町地先（千住大橋資材置場）	3.0km	R4 千住新橋地区
標識板	枚	3	東京都杉並区下高井戸五丁目地先（下高井戸資材置場）	10.0km	R246 青山地区
標識板	枚	3		8.5km	R246 瀬田地区

R4 千住新橋地区、R246 瀬田地区は本工事において既設標識板撤去、仮置き場までの運搬仮置き場からの運搬、標識板設置を行うものとする

R246 青山地区は別途工事において既設標識版撤去、仮置き場までの運搬を行い、本工事において仮置き場からの運搬、標識版設置を行うものとする。

第26条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1．受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度ｱｽｺﾝ RA①	歩道舗装基層
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	路盤材、基礎材

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

なお、上記に示す再生コンクリート砂の使用箇所は、透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所であることから、六価クロムについて、土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。確認方法は、平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示 46 号に規定される測定方法に基づき実施するものとする。また、測定試料は再生コンクリート砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の測定試験を実施するものとする。

２．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号 最終改正平成 26 年 6 月 4 日法律 55 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

び解体方法		無	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	備考
アスファルト殻	砂町ｱｽｺﾝ（株） 東京合材工場	東京都江東区新砂 3-11-28	一之江一丁目地区
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋）	砂町ｱｽｺﾝ（株） 東京合材工場	東京都江東区新砂 3-11-28	一之江一丁目地区
	大成ロテック㈱ 東京臨海ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	東京都江東区海の森 2-1-42	青山地区 瀬田地区
ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（鉄筋）	砂町ｱｽｺﾝ（株） 東京合材工場	東京都江東区新砂 3-11-28	一之江一丁目地区

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

砂町ｱｽｺﾝ（株）東京合材工場　　：１７時００分～　８時００分

大成ロテック（株）東京臨海ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ　：１７時００分～　８時００分

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

４．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第28条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第29条　再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第30条　建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第２７条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

第31条　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第32条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第33条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第34条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

1.対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第35条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器
（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
（３）臭い逆流防止機能
（４）容易に開かない施錠機能
（５）照明設備
（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）
【付属品として備えるもの】
（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡と手洗器
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
(12) 室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
(13) 擬音装置（機能を含む）
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。
なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第36条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。
Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ. 事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第37条　工事現場管理

１．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
２．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
３．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
４．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工　種	作業区分	交通誘導警備員（延べ人数）	備　　考
標識点検を除くすべての工種	夜間作業	90 人（うち有資格誘導員 30 人）	交替要員なし

標識点検に要する交通誘導警備員は当初計上していないが、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第38条　　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

１．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
２．　真夏日の考え方は下記のとおりである。
（１）真夏日の定義
日最高気温が 30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。
（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。
② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。
③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第39条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。２．認定条件対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い
認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第40条　試掘及び埋設物の防護

掘削を伴う施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
また、埋設物の防護について、当初においては電線共同溝防護のみ見込んでいるが、現場条件等により、他の埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第41条　交通誘導警備員の資格

交通整理・誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第43条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第44条　環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、下記によらなければならない。

１．工種
構造物撤去工

２．施工方法及び建設機械・設備
油圧ジャッキ式破砕機（低騒音・低振動認定機械、騒音防止を施した機械）を使用しての取り壊し作業。

３．施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合、又は上記により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

４．舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破砕機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。

第45条　環境対策（特定調達品目）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和９年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第46条　環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第47条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）　の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第48条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第49条　交通安全管理・工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証
②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第51条　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第52条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
(1)仮設備関係として環境の負荷の低減を実施するものとする。
(2)営繕関係として現場休憩所等の快適化を実施するものとする。
(3)安全関係として工事看板・案内看板等、安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
(4)地域連携として、社会貢献を実施するものとする。
２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第53条　工期

１．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年６月３０日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

内　容	日　数	摘　　要
①　準備期間	５０日間	道路工事等協議書作成期間含む
②後片付け期間	２０日間	
③雨休率 （猛暑日補正無し）	０．７３	実務工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数
④年末・年始	１２月２９日～１月３日	
⑤路上工事抑制	３月１日～３月３１日	
⑥その他	４月２９日～５月５日	

第54条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第55条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第56条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、東京観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第57条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
夜間作業	下記を除く全ての工種	21 時 00 分～ 6 時 00 分
昼間作業	標識点検（中間点検） 標識点検報告書とりまとめ	8 時 00 分～17 時 00 分

上記については積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

２．夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21 時～6 時を見込んでいる。

ただし、上記時間帯に変更があった場合は、監督職員と協議するものとする。

３．本工事は以下に示す内容等について、関係期間と協議中である。

1. 協議内容及び協議機関

R246 瀬田地区　信号機移設について警視庁と協議中

R246 青山地区　既設標識の撤去及び仮設工法について、関係機関と協議中

2.協議個所及び制約を受ける施工内容

R246 瀬田地区	既設門型柱撤去及び新設門型柱の設置について、警視庁施工の仮設信号柱設置後の施工となる。
R246 青山地区	新設門型柱の設置について、他工事における既設門型柱撤去との工程調整が必要である。

3.着手可能時期については監督職員より別途通知する。

第58条　新技術の活用

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　https://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第59条　建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを

得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和7年12月12日（国不建第121号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第60条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和７年１２月１２日（国不建第 121 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第61条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５５条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第62条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照］に基づき行うものとする。

第63条　日当たり作業量の補正を行う試行工事について

（１）本工事は、直接工事費のうち、現場条件等により作業効率が低下し、標準積算と施工実態の乖離が大きいと考えられる歩掛である『舗装工：歩道舗装工、構造物撤去工（舗装版切断、舗装版破砕)』について、日当たり作業量の補正を行う「日当たり作業量の補正を行う試行工事」である。

（２）補正係数は０．８とする。なお、補正係数の変更は行わない。

第64条　施工箇所が点在する工事の適用

（１）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『国道４号　千住新橋地区、国道１４号　一之江一丁目地区、国道２４６号　青山地区、国道２４６号　瀬田地区（以下、施工箇所という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

（２）本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、

現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。

一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

（３）管内標識板交換のみの施工については標識板更新（国道４号　千住新橋地区）で計上するものとすることとし、詳細については監督職員より指示する。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第65条　１日未満で完了する作業の積算

１．「１日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。

２．受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「１日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。

３．同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、「１日未満で完了する作業の積算」は適用しない。

４．受注者は、協議に当って、「１日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「１日未満で完了する作業の積算」は適用しない。

５．通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「１日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。

６．「１日未満で完了する作業の積算」「３．判定方法　（３）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第６３条第１項の箇所とする。

第66条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第67条　総価契約単価合意方式について

１．本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書　第３編　３－１－１－１の適用）

２．共通仕様書　第３編　３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第３条第１項に基づく請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表するものとする。

第68条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

第69条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。
なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第70条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」、点検する。
７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第71条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第72条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。
２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第73条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第74条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第75条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　　個人情報の取り扱いについて

第76条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第77条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第78条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第79条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第80条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第81条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第82条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第83条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－３）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第84条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。　また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第85条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第86条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　　契約後ＶＥ方式

第87条　定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

第88条　意義及び範囲

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。
(1)施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
(2)契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

第89条　提案書の提出

１．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。
(1)設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
(2)ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
(3)ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
(4)発注者が別途発注する関連工事との関係
(5)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
(6)その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項
２．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
３．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。
４．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第90条　提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第91条　提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－５)により通知

するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

第92条　設計変更等

１．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

４．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

第93条　提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第94条　責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第４章　　一般施工

第95条　防護柵設置工における出来形確保対策について

１．受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

（１）防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案)」(以下「測定要領(案)」という。)[国土交通省ＨＰ　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html　参照]の適用範囲外の場合

（２）受注者が測定機器を調達できない場合

（３）測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合

（４）非破壊試験による出来形管理が妥当ではないと判断される場合

（５）その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

４．非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従い行う。

５．ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。

（１）支柱建て込み前の根入れ長測定状況

（２）支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙様式－１３）とともに監督職員へ

提出する。

６．これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

７．非破壊試験費用は見込んでいないが、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

８．受注者は、既設防護柵の撤去時に支柱の状況を確認するとともに、支柱の切断等が発見された場合には、その内容を監督職員に直ちに報告しなければならない。

第96条　標識点検

１．案内標識（門型標識柱、Ｆ型標識柱）の点検をおこなうものとする。点検は「付属物（標識、照明施設等）点検要領（令和６年９月）」及び「門型標識等定期点検要領　（技術的助言の解説・運用標準）（令和６年３月）」に拠り実施するものとし、対象箇所については、別紙-４の通りとする。

２．路面境界部の掘削・復旧、板厚調査、き裂調査は当初見込んでいないが、監督職員と協議のうえで設計変更の対象とする。なお、詳細については工事発注後、監督職員の指示によるものとする。

３．Ｆ型標識（中間点検）は歩道上からの目視点検のみとし、伸縮支柱付きカメラ等を用いた点検は見込んでいない。

名称	数量	備考
門型標識（詳細点検）	14 基	夜間※
門型標識（初期点検）	4 基	夜間※
Ｆ型標識（詳細点検）	21 基	夜間※
Ｆ型標識（初期点検）	1 基	夜間※
Ｆ型標識（中間点検）	27 基	昼間

※現地での作業のみ夜間とし、資料とりまとめその他作業は昼間とする。

上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

４．標識点検工の門型標識を対象に診断結果等の確認及び審議を目的とした「道路構造物診断判定会議」に諮るものとする。

なお、開催時期については監督職員より指示するものとする。

第５章　　土　　工

第97条　建設発生土の受け入れ地

１．発生土の受け入れ場所は、埼玉県三郷市番匠免１１７３－１番地とする。

運搬距離：L=18.2km（R14 一之江一丁目地区）

L=29.4km（R246 青山地区）

L=39.3km（R246 瀬田地区）

２．発生土の受け入れ条件(小割、仮置き等)は、次のとおりとする。

１）捨土の種類

土質区分基準による第一種建設発生土から第三種建設発生土として、最大粒径は100ｍｍ以下とする。

２）受け入れ時間
　夜間　１８時００分～ 翌８時００分
３．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
４．工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
５．建設発生土の情報提供内容等について
　受注者は、本工事から建設発生土を 100m3 以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する下記の情報を郵送・ＦＡＸ等で提出しなければならない。
　なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
（１）工事件名、工事概要、工事場所
（２）工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
（３）工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
（４）建設発生土の運搬業者名
（５）建設発生土受入先名（搬出先事業所名等)、住所
（６）建設発生土の発生場所から受け入れ地までの運搬経路
（７）建設発生土の搬出時期（搬出期間）
（８）建設発生土の土質（砂、ローム等)、土量（m3）
６．土質試験費について
　建設発生土搬出にあたり、環境測定分析を実施するものとする。溶出試験（２８項目）及び含有量試験（砒素、銅）に対する試験費用（土質によらず１回／5,000m3）を見込んでいるが、現地状況などにより変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第98条　床掘

　床堀して発生した土砂（流用土）は埋戻しに流用するものとする。

第99条　埋戻し

　埋戻しは、流用土及び購入土で埋戻すものとし、埋戻しは十分に転圧、締固めを行い、陥没、不等沈下等が、生じないように施工するものとする。
　なお、流用土、または購入土での埋戻しが適切でないと判断された場合には、監督職員と協議するものとする。

第６章　　無筋・鉄筋コンクリート

第100条 レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	呼び強度 (N/m ㎡)	水セメント比 (%)	ｾﾒﾝﾄの種類
基礎コンクリート シールコンクリート	25	12	18	指定なし	高炉ｾﾒﾝﾄ
標識基礎コンクリート	25	12	24	55%以下	高炉ｾﾒﾝﾄ

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第101条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。　なお、水セメント比を減じることにより施工が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）
・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
・管（函）渠等（φ600 未満、600㎜×600㎜ 未満）の構造物
・道路照明、標識、防護柵等の構造物
・耐久性を期待しない構造物

第102条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通セメントでセメント量は、530kg/m3 以上（又は、１：３）とする。

第７章　　材　　料

第103条 砕石

構造物の基礎にはＲＣ－４０を使用するものとする。

第104条 一般瀝青材料

ストレートアスファルト及び再生アスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　　途	針　入　度	摘　　要
基　層　・　表　層	４０～６０	

第105条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

１．溶融式

幅（ｃｍ）	厚（ｍｍ）	摘　　要
１５	１．５	夜間の視認性が優れたもの
４５		

２．設置様式は（別添－１）のとおりとする。

３．排水性舗装への施工は、排水性舗装用の区画線用の工法・材料等によるものとし、区画線部においても舗装体内の透水機能は確保するものとする。透水性確保の確認方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

第106条 標識板

１．標識板に使用する材料は、耐食アルミニウム合金とし、ＪＩＳＨ＝４００（形材）に適合したものを使用する。

２．取付金具に使用する鋼材は一般材料とし、自然風圧に十分耐えられるものでなければならない。

３．裏面塗装をおこなうものとする。なお、塗装色については監督職員と協議するものとする。

４．標識板の材質及びレイアウト内容については、工事発注後、監督職員と十分協議し製作前の最終案については監督職員に承諾を得るものとする。また協議の結果、標板の寸法、材質等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第８章　　舗　　装

第107条 歩道舗装

１．本工事の施工にあたっては、低騒音、低振動型の建設機械を使用するものとする。

２．工事を行う際は舗装切断を行うなど適切な措置を行うものとする。

３．施工にあたり、横断方向の勾配は２％を標準とする。縦断方向の勾配は５％以下とするが、沿道の状況等によりやむを得ない場合には８％以下とすることができる。また、交通の支障とならないようにするものとする。なお、縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないものとする。段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

４．工事着手前に工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、現状を十分把握しておくこと

５．本工事区画内の境界杭・境界鋲について調査を行い、破損等がある場合には監督職員と協議するものとする。

６．歩道の施工に際しては、車椅子等の通行を考慮し、極力勾配を少なくするよう段差・切下げ等について配慮すること。（別添－３－１～４）

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

７．横断勾配箇所は、車椅子等の通行を考慮し、横断勾配の低減を行い配慮すること。

８．横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は２センチメートルを標準とするものとする。

９．詳細については監督職員と協議するものとする。

第108条 材料

１．粒状路盤材クラッシャーランはＲＣ－４０とする。

２．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下表のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径	ｱｽﾌｧﾙﾄ量	摘　　要
RA①	再生粗粒度ｱｽｺﾝ	２０（ｍｍ）	５．０（％）	基層

上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第109条 加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第９章　　そ　の　他

第110条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第111条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

１．道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	Ｉ．Ｔ．Ｖ
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	防雪ステーション
	D060	スノージェット		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路ＢＯＸ等		E220	ＣＡＢ電線共同溝
	D090	横断ＢＯＸ等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

２．道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案)』によるものとする。

３．道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

４．道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、ＣＯＲＩＮＳ登録時の「工事契約コード番号」とする。
５．道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
①道路施設台帳作成総括表
②道路施設基本データ総括表
③道路施設基本データ一覧表
④道路施設台帳チェックシート
⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
⑦工事数量総括表

第112条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第113条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第114条　道路台帳の修正

本工事により、新設・更新・修正等を行った標識については、道路台帳の修正を行うものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第５７条 第５７条 第５３条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。	第44,45,46,47条 第４８条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第９７条 第９８，９９条 第２６条
その他	■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第２４、２５条

別紙ー2

概略工事工程表

工事名 ： R8東京国道管内標識設置ほか工事

【令和8年度】

工種		単位	数量	9月 10 20 30	10月 10 20 30	11月 10 20 30	12月 10 20 30	1月 10 20 30	2月 10 20 30	3月 10 20 30	4月 10 20 30	5月 10 20 30	6月 10 20 30	備　考
準備工		式	1											50日間
標識柱、標識板　工場制作		式	1	余裕期間										
国道246号門型標識 12.90kp（撤去・設置）		式	1	※任意で設定可能										1pt
国道246号門型標識 2.2kp（設置）		式	1											1pt
国道4号門型標識 9.293kp（撤去・設置）		式	1											1pt
国道14号F型標識 10.26kp（撤去・設置）		式	1											1pt
標識板更新		式	1											1pt
標識点検・報告書取り纏め		式	1											
後片付け		式	1											20日関
制約条件	年末年始	ー												12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制	ー												3月

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

別紙－３

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

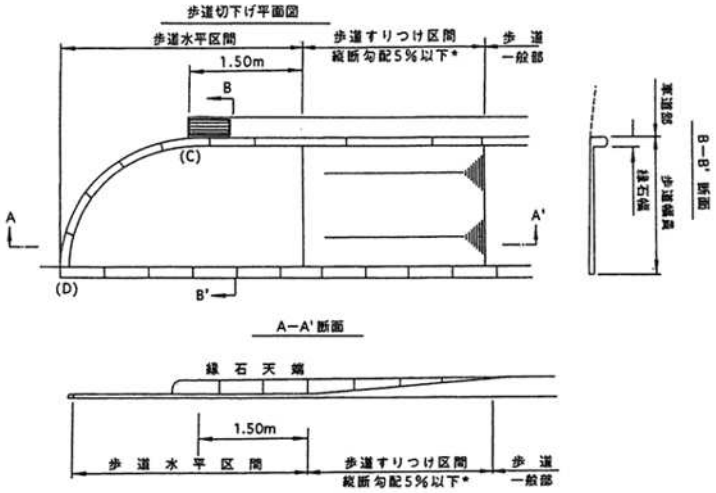
（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

番号	路線番号	上下	距離標		設置場所	標識の種類	地先名	地点名交差点名	交差道路	設置形態		点検内容
										柱(F・門等)	歩道橋等の添架	
1	国道14号	上下	2.28	kp	本線	案内	墨田区両国2-14-30	両国橋西	R6浜町海岸通り	門型		詳細点検
2	国道14号	上	7.81	kp	本線	案内	江戸川区小松川3	小松川4丁目		門型		詳細点検
3	国道20号	下	9.62	kp	本線	案内	渋谷区代々木4-30-8	初台	r317山手通り	門型		詳細点検
4	国道20号	下	15.64	kp	本線	予告	杉並区下高井戸1-34	下高井戸五丁目	r14	門型		詳細点検
5	国道246号	上下	2.20	kp	本線	案内	港区北青山3-1	青山一丁目	r319外苑東通り	門型		詳細点検
6	国道357号	上	23.448	kp	側道	案内	江戸川区臨海町1-1(山側)	葛西臨海公園前	r318環七通り	門型		詳細点検
7	国道357号	上	42.193	kp	本線	案内	大田区羽田空港3丁目			門型		詳細点検
8	国道357号	下	22.88	kp	本線	案内	江戸川区臨海町6	葛西臨海公園前	r318	門型		詳細点検
9	国道357号	下	23.292	kp	側道	案内	江戸川区臨海町6	葛西臨海公園前	r318環七通り	門型		詳細点検
10	国道357号	下	23.708	kp	側道	確認	江戸川区臨海町6			門型		詳細点検
11	国道357号	下	25.83	kp	本線	案内	江東区新木場4			門型		詳細点検
12	国道357号	下	42.363	kp	本線	案内	大田区羽田空港3丁目	(羽田空港)		門型		詳細点検
13	国道357号環八	上	0.11	kp	本線	案内	大田区羽田空港3丁目			門型		詳細点検
14	国道357号環八	上	0.171	kp	本線	案内	大田区羽田空港3丁目			門型		詳細点検
15	国道15号	上下	17.77	kp	側道	確認	大田区東六郷3			門型		初期点検
16	国道20号	上下	8.05	kp	本線	案内	新宿区新宿4-4-24	新宿四丁目		門型		初期点検
17	国道357号	下	42.879	kp	本線	予告	大田区羽田空港3丁目	(羽田空港)		門型		初期点検
18	国道4号	上下	11.242	kp	本線	案内	足立区中央本町5-2	梅島陸橋		門型		初期点検
19	国道1号	上り	6.94	kp	本線	案内	港区三田2-17	三田四丁目	R6浜町海岸通り	F型		詳細点検
20	国道1号	上り	13.87	kp	本線	予告	大田区中馬込3	松原橋	r318環七通り	F型		詳細点検
21	国道1号	下り	13.38	kp	本線	案内	大田区中馬込1-23	松原橋	r318環七通り	F型		詳細点検
22	国道1号	下り	17.06	kp	本線	予告	大田区池上8	東矢口二丁目	r311環八通り	F型		詳細点検
23	国道1号	下り	17.48	kp	本線	案内	大田区多摩川1	矢口二丁目	r11多摩堤通り	F型		詳細点検
24	国道15号	下り	9.46	kp	本線	案内	品川区南品川2	青物横丁		F型		詳細点検
25	国道15号	上り	2.94	kp	本線	予告	港区新橋6	新橋駅前	r401・r405	F型		詳細点検
26	国道15号	上り	9.97	kp	本線	案内	品川区東大井4	南品川三丁目	r420	F型		詳細点検
27	国道15号	上り	11.09	kp	本線	案内	品川区南大井4-5-6	南大井一丁目	海岸通り	F型		詳細点検
28	国道17号	上り	1.87	kp	本線	案内	千代田区外神田1	昌平橋	r405	F型		詳細点検
29	国道17号	上り	2.85	kp	本線	案内	文京区本郷3	本郷二丁目		F型		詳細点検
30	国道254号	下り	4.94	kp	本線	案内	豊島区東池袋3-11-9			F型		詳細点検
31	国道357号	上り	24.57	kp	側道	案内	江戸川区臨海町1-1(山側)	葛西臨海公園前		F型		詳細点検
32	国道357号	上り	24.77	kp	本線	案内	江戸川区臨海町1			F型		詳細点検
33	国道357号	上り	26.29	kp	本線	予告	江東区夢の島(山側)	新木場		F型		詳細点検
34	国道357号	上り	30.58	kp	本線	案内	江東区有明2-2	有明中央橋北	r484	F型		詳細点検
35	国道357号	上り	43.67	kp	側道	案内	大田区羽田空港3丁目			F型		詳細点検
36	国道357号	下り	29.93	kp	本線	案内	江東区有明2-1	有明中央橋南	r484	F型		詳細点検
37	国道357号	下り	30.68	kp	本線	予告	江東区有明2	有明二丁目		F型		詳細点検
38	国道357号BP	上り	1.05	kp	本線	案内	品川区東品川4丁目	八潮橋		F型		詳細点検
39	国道357号BP	上り	2.60	kp	本線	案内	品川区東品川1丁目	新東海橋		F型		詳細点検
40	国道14号	下	9.88	kp	本線	案内	江戸川区中央2-11-20	中央二丁目		F型		初期点検
41	国道20号	上	4.37	kp	本線	案内	千代田区麹町1-4-4	半蔵門	r401内堀通り	F型		中間点検
42	国道20号	上	8.76	kp	本線	案内	新宿区西新宿1-18-8	西新宿一丁目	r414	F型		中間点検
43	国道20号	上	9.62	kp	本線	案内	新宿区西新宿3-9-12	西参道口		F型		中間点検
44	国道20号	上	10	kp	本線	案内	渋谷区本町1-1	初台	r317山手通り	F型		中間点検
45	国道20号	上	12.03	kp	本線	確認	渋谷区笹塚2-15-1			F型		中間点検
46	国道20号	上	13.44	kp	側道	案内	杉並区和泉2-7-5	松原	r413井の頭通り	F型		中間点検
47	国道20号	上	17.4	kp	本線	予告	杉並区上高井戸1-30-7	上高井戸一丁目	r311環八通り	F型		中間点検
48	国道20号	上	19.22	kp	本線	案内	世田谷区給田4-11-2	給田	r117吉祥寺通り	F型		中間点検
49	国道20号	下	3.56	kp	本線	予告	千代田区永田町1-1	三宅坂	R246	F型		中間点検
50	国道20号	下	9.8	kp	側道	案内	渋谷区代々木4-31-2	初台	r317山手通り	F型		中間点検

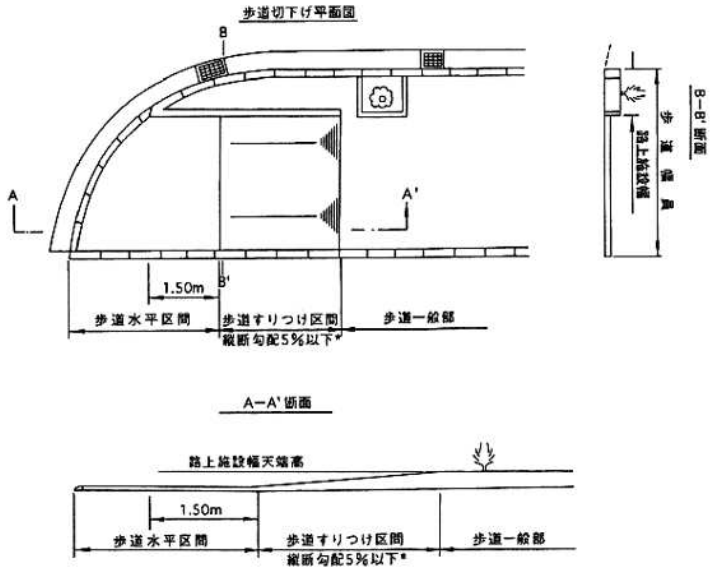
番号	路線番号	上下	距離標		設置場所	標識の種類	地先名	地点名 交差点名	交差道路	設置形態		点検内容
										柱(F・門等)	歩道橋等の添架	
51	国道20号	下	11.57	kp	側道	案内	渋谷区幡ヶ谷1−10−4	笹塚	r420中野通り	F型		中間点検
52	国道20号	下	12.52	kp	側道	案内	渋谷区笹塚1−64−8	大原	r318環七通り	F型		中間点検
53	国道20号	下	13.27	kp	側道	案内	世田谷区松原1−54−8	松原	r413井の頭通り	F型		中間点検
54	国道20号	下	15.95	kp	側道	案内	杉並区下高井戸1−41−11	下高井戸五丁目	r14	F型		中間点検
55	国道254号	下	0.48	kp	本線	案内	文京区本郷1	春日町	r301白山通り	F型		中間点検
56	国道254号	下	1.08	kp	本線	予告	文京区春日1	伝通院前		F型		中間点検
57	国道254号	下	1.33	kp	本線	案内	文京区春日1	伝通院前		F型		中間点検
58	国道254号	下	3.6	kp	本線	案内	豊島区大塚5	大塚五丁目	春日通り	F型		中間点検
59	国道254号	下	4.74	kp	本線	予告	豊島区東池袋3	六ツ又陸橋	r305明治通り	F型		中間点検
60	国道254号	下	6.33	kp	本線	案内	豊島区池袋4			F型		中間点検
61	国道254号	下	9.98	kp	本線	案内	板橋区桜川2	東新町		F型		中間点検
62	国道254号	下	13.94	kp	本線	案内	板橋区赤塚新町3	成増二丁目	r446	F型		中間点検
63	国道246号	下	5.678	kp	側道	案内	渋谷区南平台16−21	神泉町	r317旧山手通り	F型		中間点検
64	国道246号	下	6.18	kp	本線	案内	目黒区大橋1−1−11	大橋	r317山手通り	F型		中間点検
65	国道246号	下	8.845	kp	本線	予告	世田谷区上馬一丁目	上馬	r318環七通り	F型		中間点検
66	国道246号	下	9.49	kp	本線	案内	世田谷区上馬3−15	駒沢歩道橋	r426自由通り	F型		中間点検
67	国道246号	下	12.495	kp	側道	案内	世田谷区瀬田3−6−8	瀬田	R466環八通り・R311	F型		中間点検

別添－３－１

I.横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

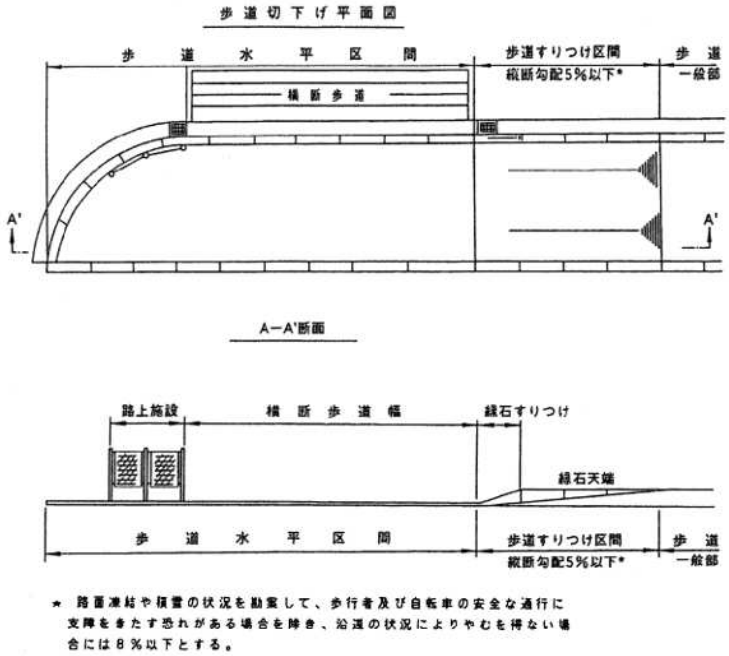


参考図 I-1 歩道等の巻込み部における構造(歩道等の幅員が狭い場合)

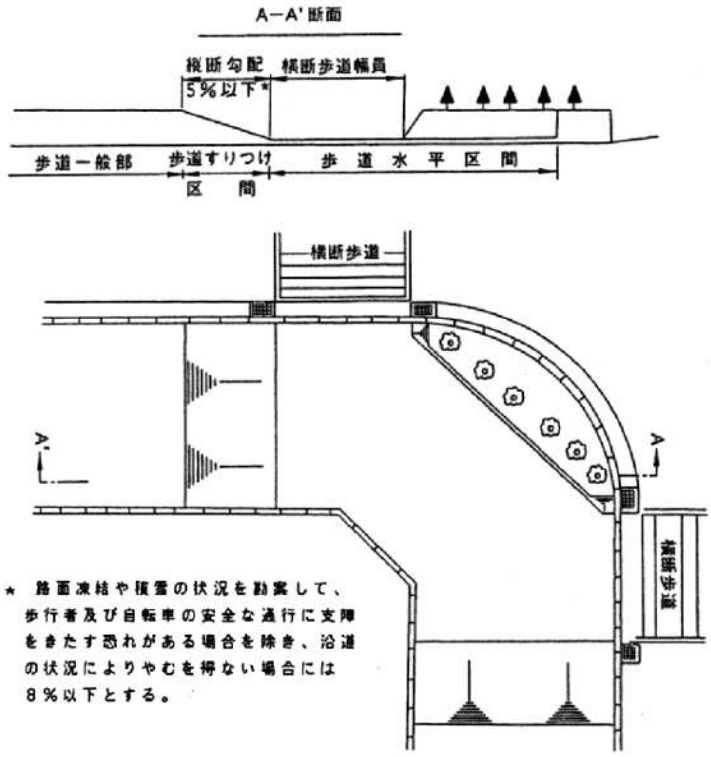


参考図 I-2 同上(歩道等の幅員が広い場合)

別添－３－２



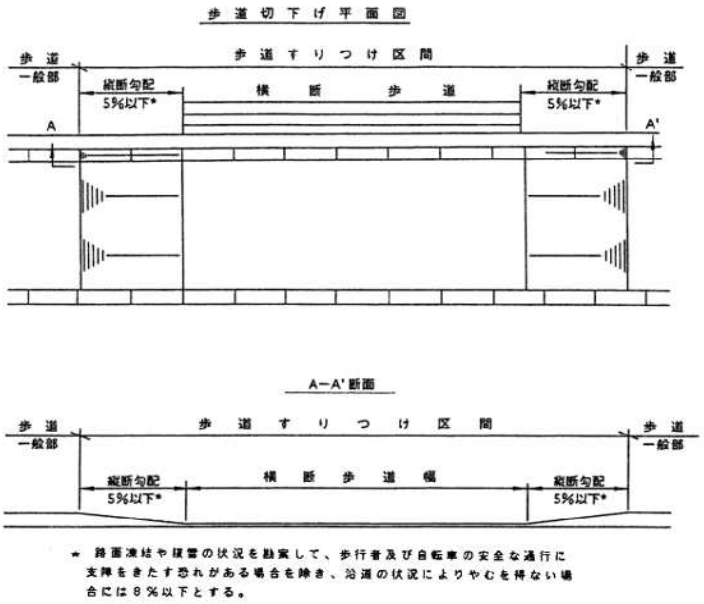
参考図 I-3 横断歩道箇所における構造



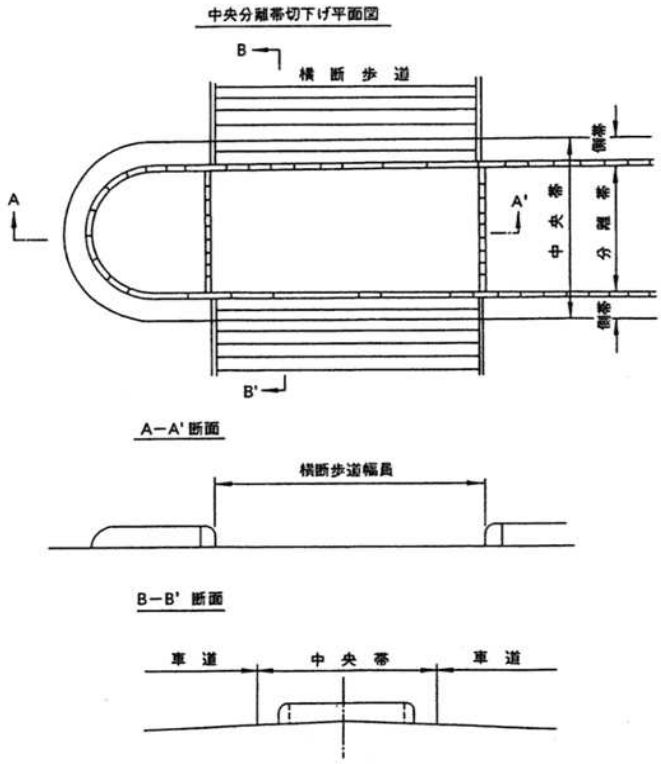
参考図 I-4 同上（交

差点に横断歩道がある場合）

別添－３－３



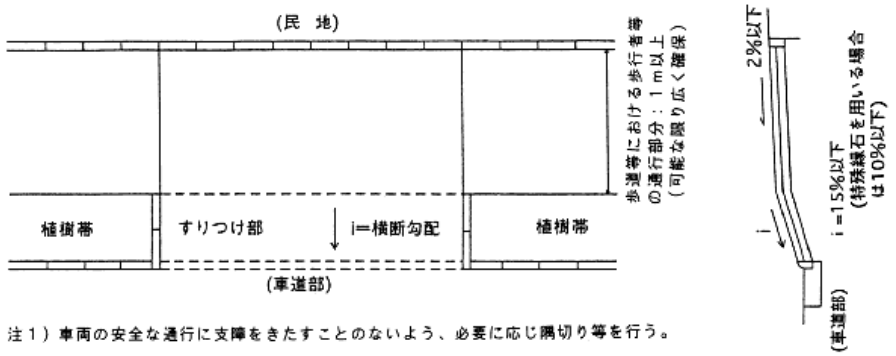
参考図 I-5 同上（交差点以外に横断歩道がある場合）



参考図 I-6 同上（中央分離帯等がある場合）

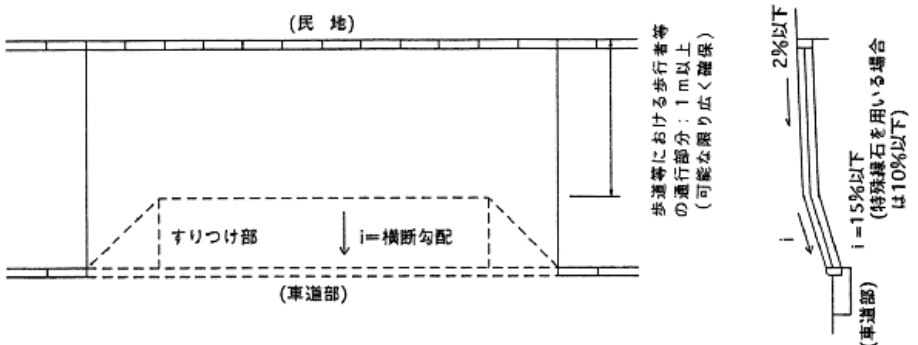
別添－３－４

II.車両乗入れ部

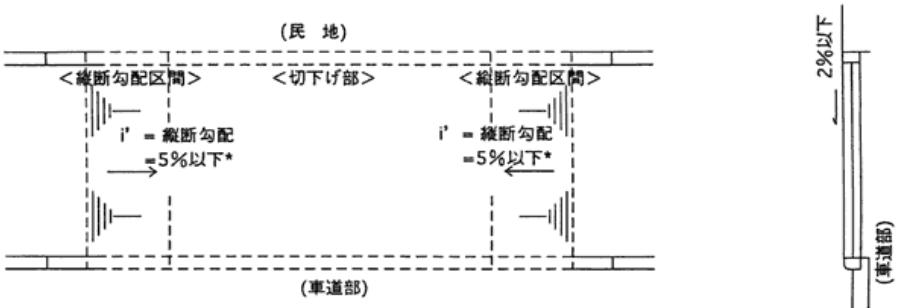


注１）車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ隅切り等を行う。

参考図 II-1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



参考図 II-2 歩道等内においてすりつけを行う構造



★　路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には８％以下とする。

参考図 II-3 歩道等の全面切下げを行う構造

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」

URL:http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/990910c.html

位　置　図

管内標識板交換　東京国道事務所管内



工事名	R8東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	位　置　図		
縮尺	1:50,000	図面番号	28 の 1
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社東京建設コンサルタント 大日コンサルタント株式会社		

所長		副所長		課長		専門調査官		担当	

国土交通省　東京国道事務所

計画平面図　S=1/500

（R4千住新橋地区）

R4_9.29kp

門型標識柱設置

標識板設置

R4_9.29kp　2200×1800　標識板再利用
2100×3500　標識板再利用
2100×3500　標識板再利用



（既設標識撤去工）

R4_9.29kp

門型標識柱撤去

標識板撤去

首都高案内標識板　2200×1800
D-0155　2100×3500
D-0156　2100×3500

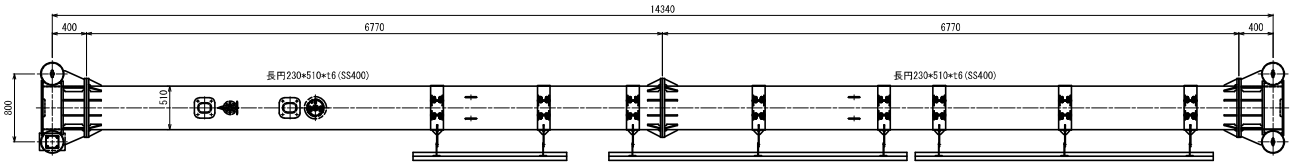


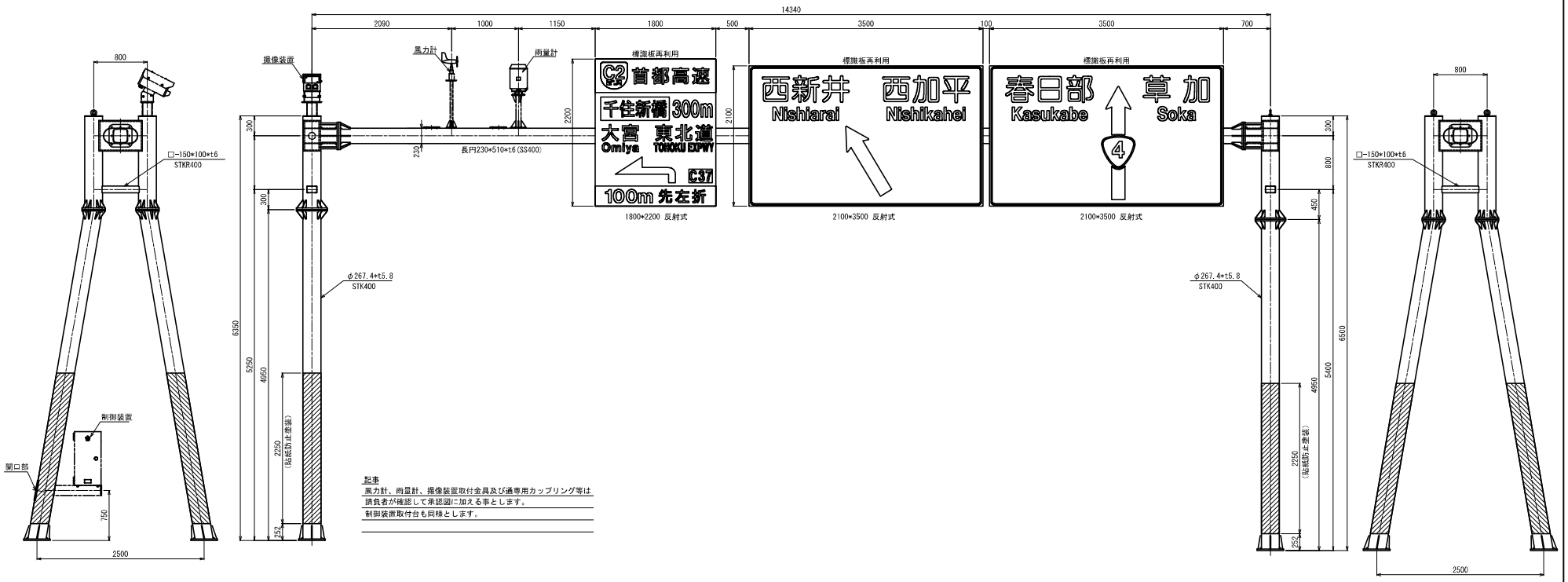
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8東京国道管内標識設置ほか工事
図面名	計画平面図（R4　千住新橋地区）
縮尺	S=1:500　図面番号　28 の 2
作成年月日	令和 8年 7月 日
会社名	大日コンサルタント株式会社
事業者名	国土交通省　東京国道事務所

門型標識一般図　S=1/30

（R4千住新橋地区）





記事

風力計、雨量計、撮像装置取付金具及び通車用カップリング等は請負者が確認して承認図に加える事とします。

制御装置取付台も同様とします。

記事

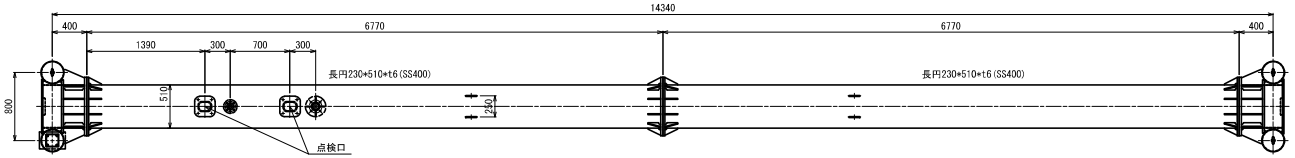
1. 表面処理
 溶融亜鉛メッキ(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316Lの微細フレーク入りアクリルシリコン樹脂の焼付け塗装とする。
 塗膜厚20μ以上。
2. 指定色：ダークブラウン（YPSR-273A）
3. 反射シートは広角プリズムとする。
4. 標識板裏面も同系色塗装とする。

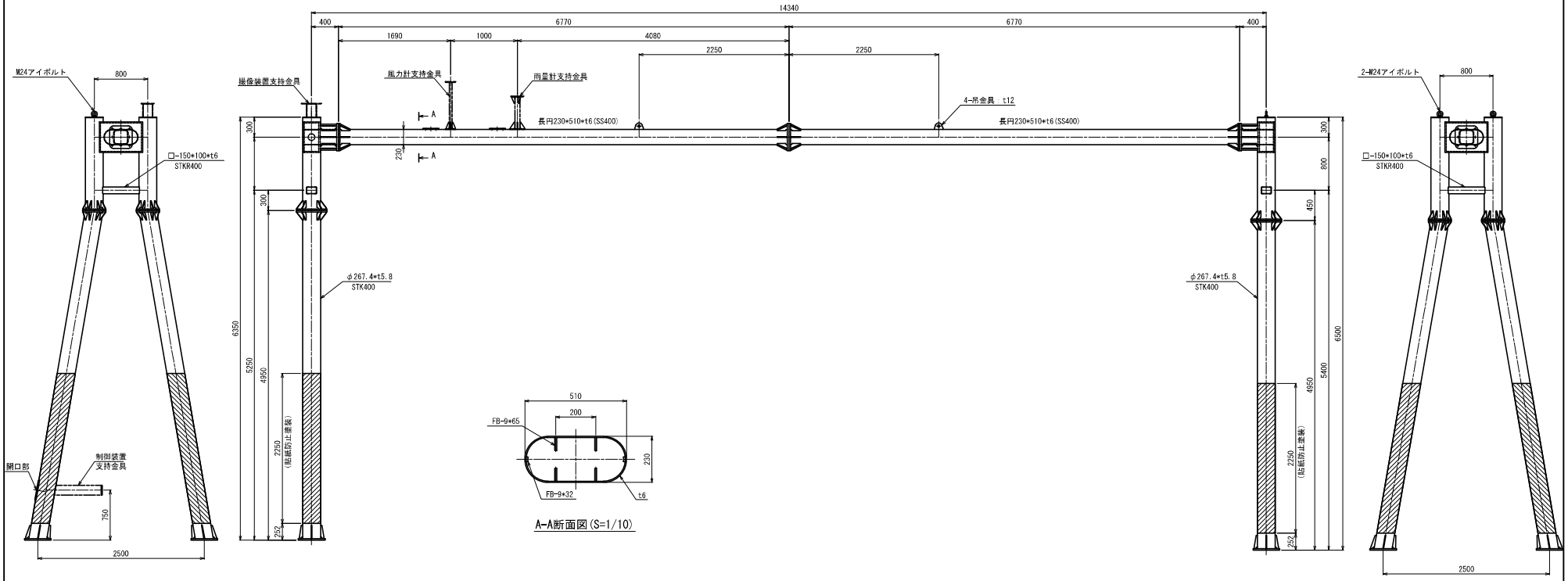
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識一般図 (R4千住新橋地区)		
縮尺	S=1:500	図面番号	28 の 3
作成年月日	令和 8年 7月 日		
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識柱構造図(1) S=1/30

（R4千住新橋地区）





A-A断面図(S=1/10)

記事

1. 表面処理
 溶融亜鉛メッキ(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316Lの
 微細フレーク入りアクリルシリコン樹脂の焼付け塗装とする。
 塗膜厚20μ以上。
2. 指定色：ダークブラウン (YPSR-273A)
3. 点検口の位置、大きさ等については、施工時に協議にて決定すること。

注記

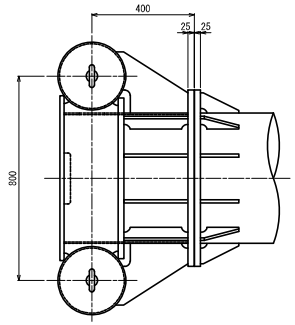
1. 特記なき材質は全てSS400とする。
2. 特記なきスカーラップは全てR25とする。

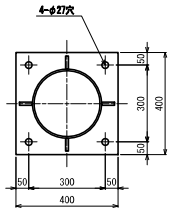
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

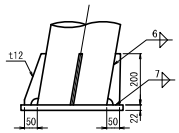
工事名	R8東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱構造図（1） (R4千住新橋地区)		
縮尺	S=1:500	図面番号	28 の 4
作成年月日	令和 8年 7月 日		
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識柱構造図(2) 縮尺：図示

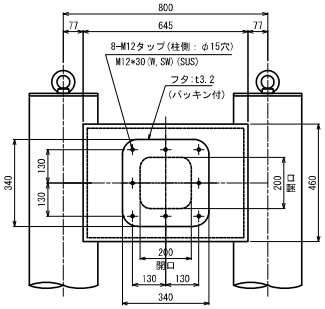
（R4千住新橋地区）

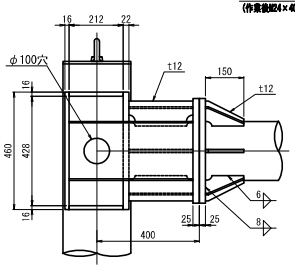


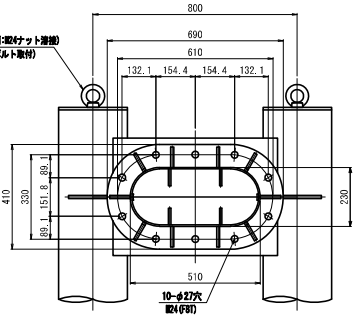




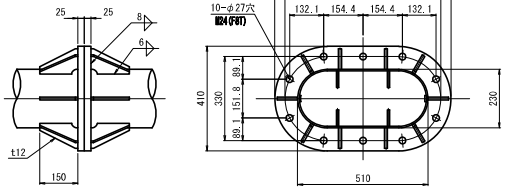
柱脚部詳細図(S=1/10)



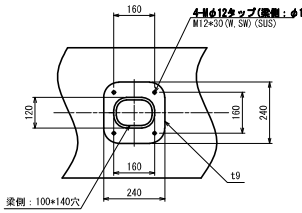


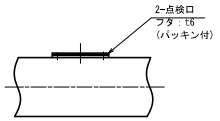


柱、梁仕口部詳細図(S=1/10)

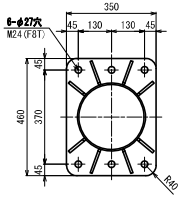


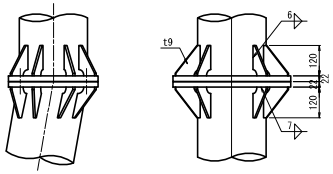
梁継手部詳細図(S=1/10)



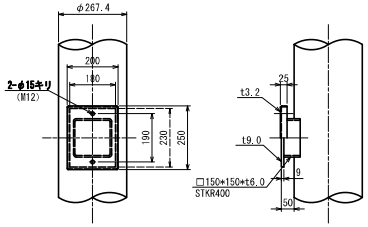


点検口詳細図(S=1/10)

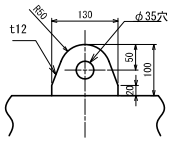




柱継手部詳細図(S=1/10)



柱開口部詳細図(S=1/10)



吊金具詳細 S=1/5

種別	規格	1個分重量 (kg)	数量	重量 (kg)	備考
STK400	φ267.4×t5.8×5047	188.76	2	377.5	左側支柱
STK400	φ267.4×t5.8×1400	52.36	2	104.7	左側支柱
STK400	φ267.4×t5.8×5047	188.76	2	377.5	右側支柱
STK400	φ267.4×t5.8×1550	57.97	2	115.9	右側支柱
長円	230×510×t6×484	28.81	2	57.6	支柱張出し
□	150×100×t6×800	17.36	2	34.7	水平ラチス材
PL	t22×400×400	27.63	4	110.5	ベース
PL	t12×50×200	0.69	4	2.8	ベースリブ
PL	t12×85×200	1.07	4	4.3	ベースリブ
PL	t12×50×205	0.68	8	5.4	ベースリブ
PL	t25×410×690(長円)	48.44	2	96.9	フランジ(支柱側)
PL	t12×80×250	1.88	16	30.1	フランジリブ(支柱側)
PL	t12×240×281	6.35	4	25.4	フランジリブ(支柱側)
PL	φ267.4×t9	3.97	4	15.9	柱頂部
PL	t22×460×645	51.24	2	102.5	柱、梁仕口部
PL	t16×460×645	37.27	2	74.5	柱、梁仕口部
PL	t16×460×600	34.67	4	138.7	柱、梁仕口部
PL	t3.2×340×340	2.90	2	5.8	柱、梁仕口部
PL	t22×350×460	27.80	8	222.4	フランジ(支柱)
PL	t9×100×120	0.54	32	17.3	フランジリブ(支柱)
PL	t9×80×120	0.43	32	13.8	フランジリブ(支柱)
□	150×150×t6×64	1.69	1	1.7	柱開口部
PL	t9×180×230	2.92	1	2.9	柱開口部
PL	t3.2×250×300	1.88	1	1.9	柱開口部
	小計(支柱)			1940.7	
長円	230×510×t6×6770	402.96	2	805.9	梁
PL	t25×410×690(長円)	48.44	4	193.8	フランジ(梁側)
PL	t12×80×150	0.69	40	27.6	フランジリブ(梁側)
FB	t9-65×6770	31.09	8	248.7	梁補強リブ
FB	t9-32×6770	15.31	4	61.2	梁補強プレート
PL	t9×240×240	4.07	2	8.1	梁点検口
PL	t6×240×240	2.71	2	5.4	梁点検口
PL	t12×100×130	1.22	4	4.9	吊金具
	小計(梁)			1355.6	
	合計(支柱＋梁)			3296.3	
標識板金具		17.90	8	143.2	
アイボルト	M24	0.79	4	3.2	支柱頂部
HTB	M24×90(N×1,W×2)	0.79	30	23.7	フランジ用(梁側)
HTB	M24×85(N×1,W×2)	0.77	24	18.5	フランジ用(支柱)
BOLT	M12×30(W,SW)	0.05	16	0.8	柱、梁仕口部用
BOLT	M12×30(W,SW)	0.05	8	0.4	梁点検口用
BOLT	M16×50(N×2,W×2)	0.19	32	6.1	標識板金具用
BOLT	M16×70(N×2,W×2)	0.22	32	7.0	標識板金具用
BOLT	M12×50(N×2,W×2)	0.10	32	3.2	標識板取付用

記事

1. 表面処理
 溶融亜鉛メッキ(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316Lの微細フレーク入りアクリルシリコン樹脂の焼付け塗装とする。
 塗膜厚20μ以上。
2. 指定色：ダークブラウン（YPSR-273A）

注記

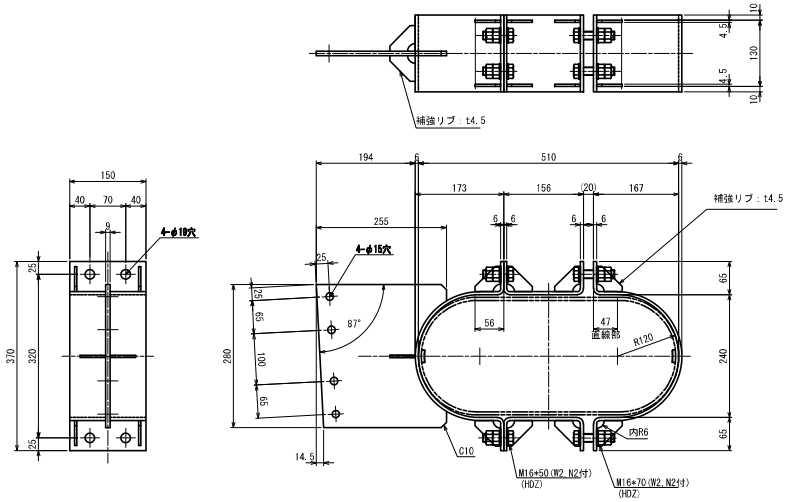
1. 特記なき材質は全てSS400とする。
2. 特記なきスカーラップは全てR25とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

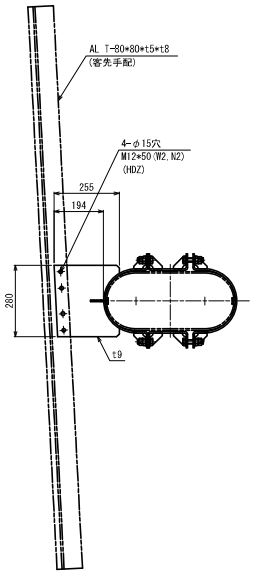
工事名	R8東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱構造図（2） (R4千住新橋地区)		
縮尺	図示	図面番号	28 の 5
作成年月日	令和 8年 7月 日		
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

標識板取付金具詳細図 縮尺：図示

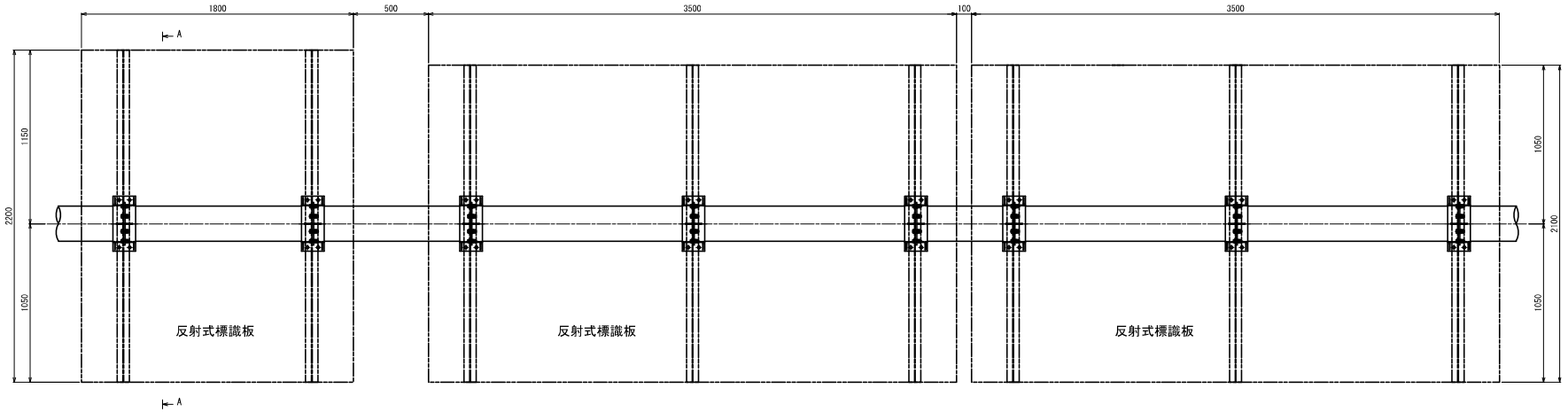
（R4千住新橋地区）



取付金具詳細図(S=1/5)



A-A断面(S=1/10)



取付金具配置図(S=1/15)

記事

1. 表面処理
 溶融亜鉛メッキ(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316Lの
 微細フレーク入りアクリルシリコン樹脂の焼付け塗装とする。
 塗膜厚20μ以上。
2. 指定色：ダークブラウン（YPSR-273A）
3. 反射シートは広角プリズムとする。
4. 標識板裏面も同系色塗装とする。

注記

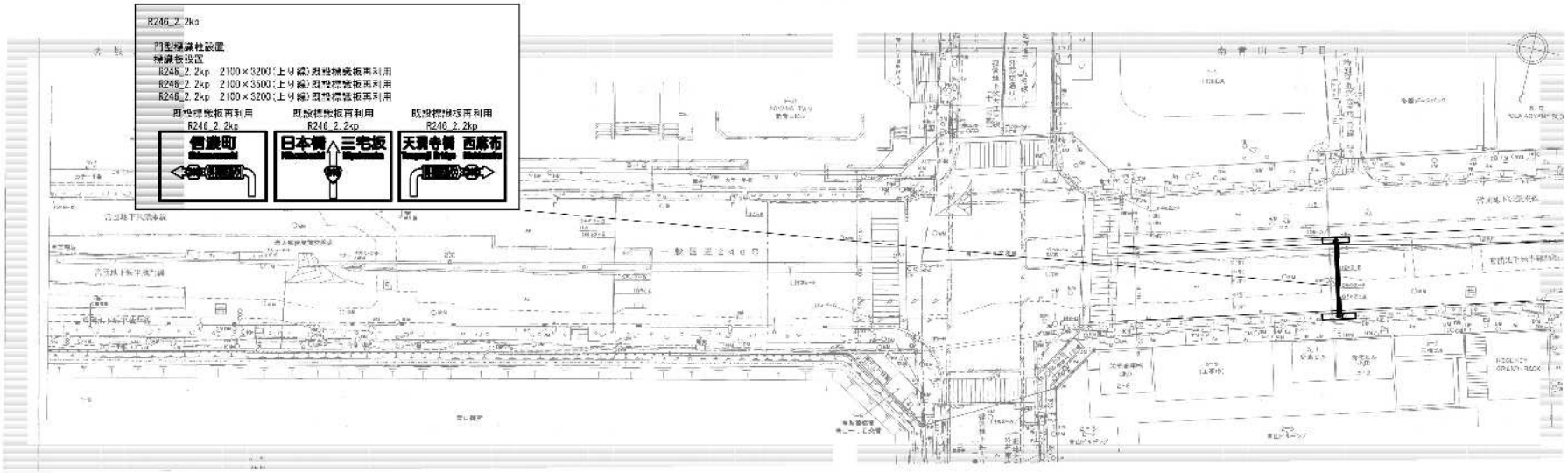
1. 特記なき材質は全てSS400とする。
2. 特記なきスカーラップは全てR25とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

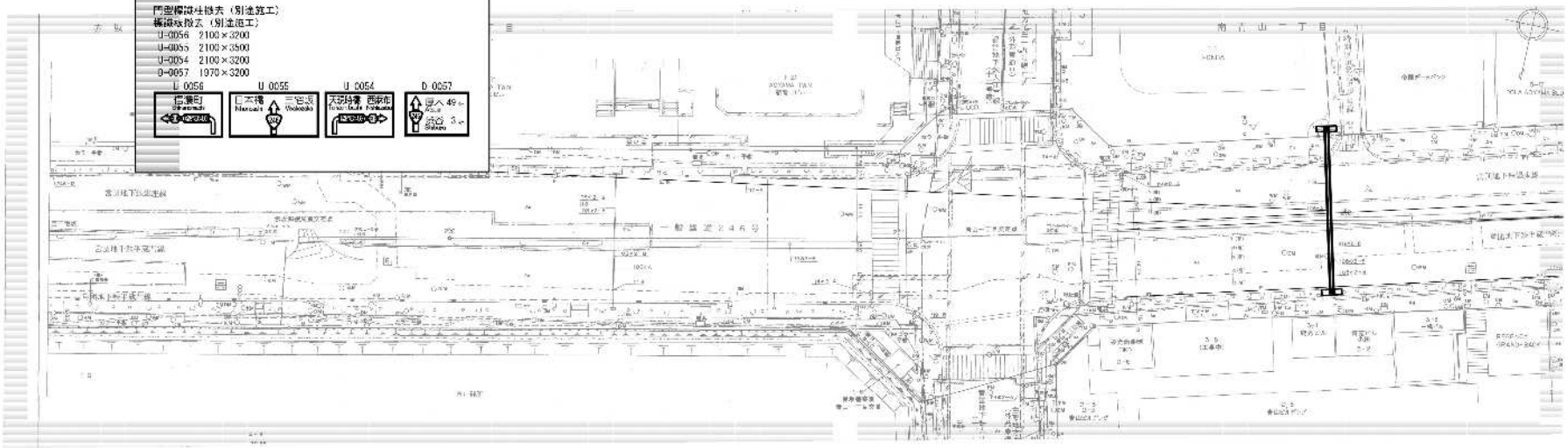
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	標識板取付金具詳細図 (R4千住新橋地区)		
縮尺	図示	図面番号	28 の 6
作成年月日	令和 ８年 ７月 日		
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事業者名	国土交通省 東京国道事務所		

計画平面図　S=1/500

（R246青山地区）



（既設標識撤去工）

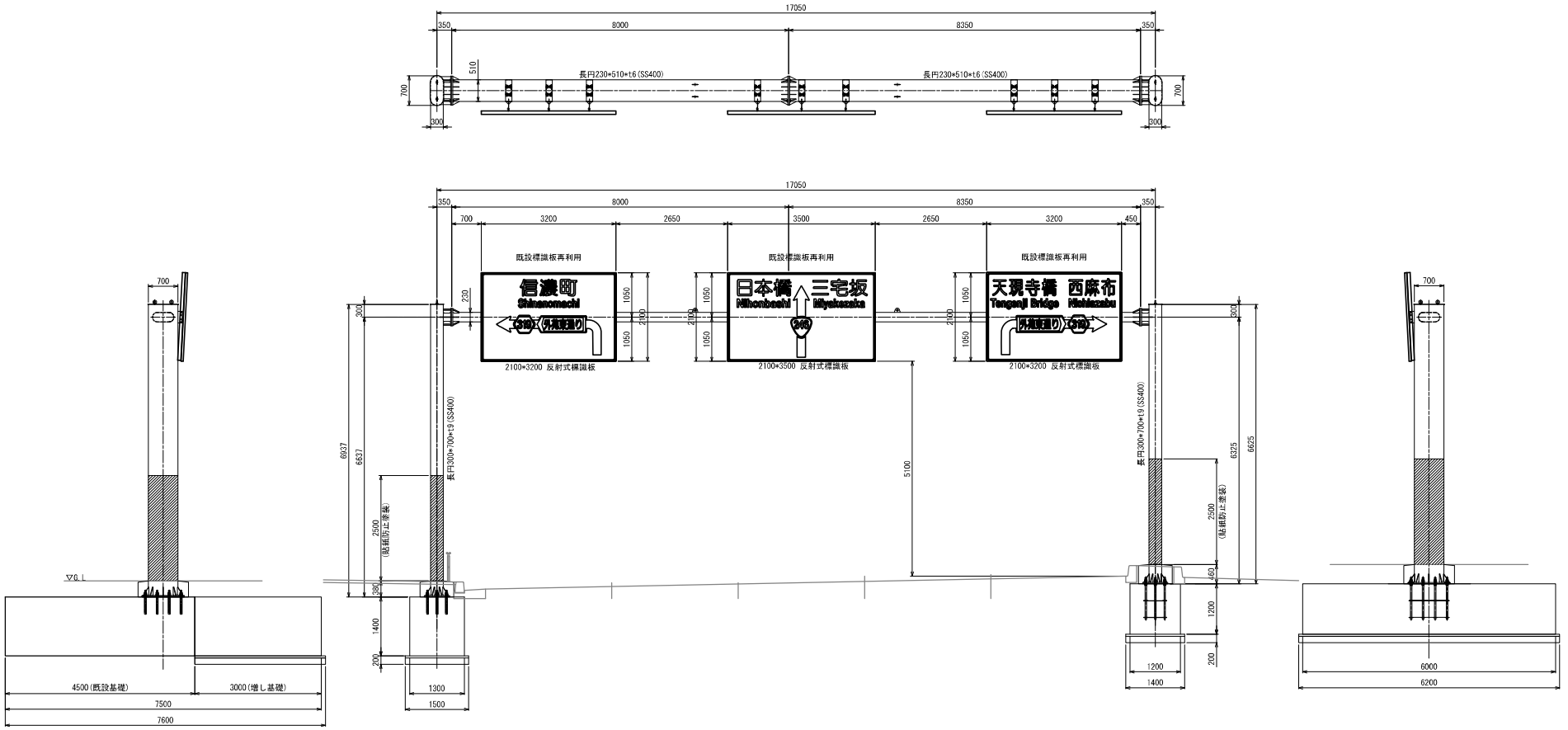


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	計画平面図（R246青山地区）		
年月日	令和８年７月　日		
縮　尺	1/500	図面番号	28 の 7
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識柱一般図 S=1/50

（R246青山地区）



記事

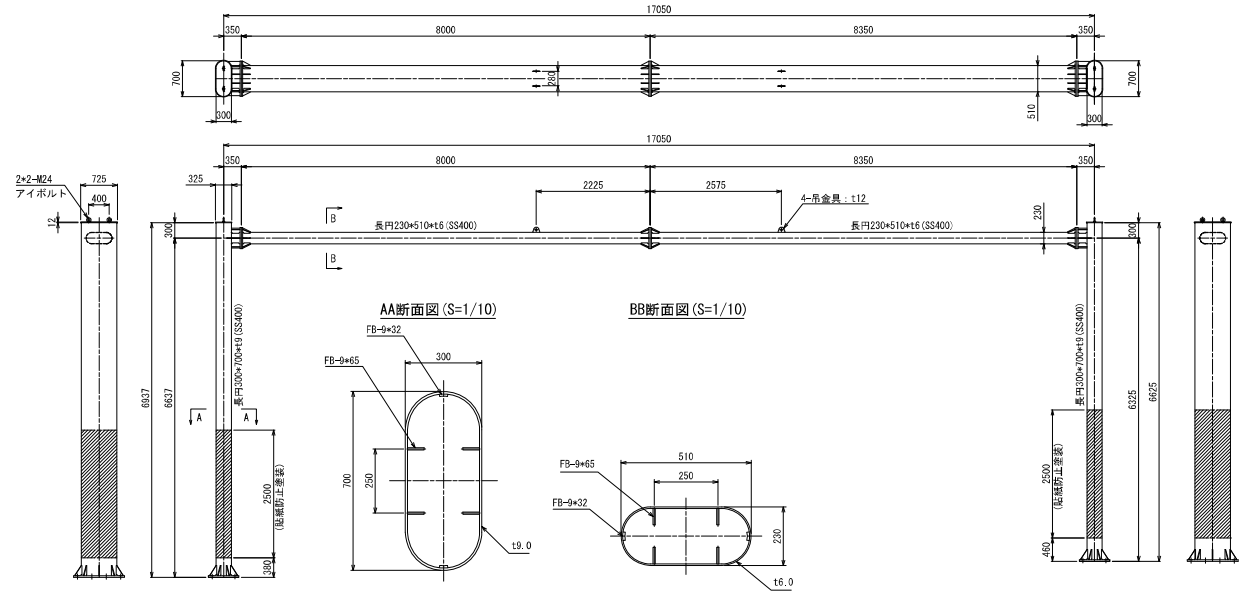
1. 表面処理：溶融亜鉛めっき(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316-Lの微細フレーク入りアクリルシリコン系樹脂焼付塗装(塗膜厚20μm以上)
ただし、板厚3.2未満はHDZ40とする。
2. 指定色：ブルーグレー (5B7/1)
3. 指定なき部材及びボルト類はSS400とする。
4. 標識板の反射シートは、広角プリズム型とする。
5. 標識板裏面及びアルミＴ型材等は柱と同系色塗装とする。
6. 施工前に試掘調査を行い、埋設物について確認すること。
7. 施工前に、地盤条件の確認を行うこと。
8. 周辺状況に応じて、施工方法を検討すること。
9. 施工前に、既設基礎の形状及び健全度を確認し、既設基礎活用可否について協議すること。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱一般図 （R246青山地区）		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮　尺	1/50	図面番号	28 の 8
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識柱構造図 S=1/50

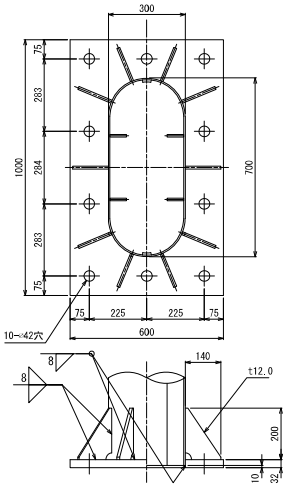
(R246青山地区)



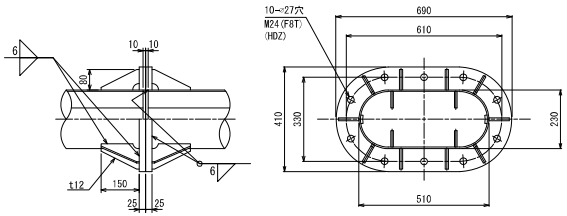
材料表

種別	規格	1個分重量(kg)	数量	重量(kg)	備考
長円	300×700×t9×6927	838.86	1	838.9	左側支柱
長円	300×700×t9×6615	801.08	1	801.1	右側支柱
長円	230×510×t6×480	28.57	2	57.1	支柱張出し
PL	t32×600×1000	150.72	2	301.4	ベース
PL	t12×140×200	1.32	20	26.4	ベースリブ
FB	t9-65×6927	31.81	4	127.2	支柱補強リブ(左)
FB	t9-65×6615	30.38	4	121.5	支柱補強リブ(右)
PL	t25×410×690(長円)	48.44	2	96.9	フランジ(支柱側)
PL	t12×80×247	1.86	4	7.4	フランジリブ(支柱側)
PL	t12×80×181	1.36	8	10.9	フランジリブ(支柱側)
PL	t12×80×175	1.32	8	10.6	フランジリブ(支柱側)
PL	t12×325×725(長円)	20.10	2	40.2	キャップ
FB	t9-32×6927	15.66	2	31.3	支柱補強プレート(左)
FB	t9-32×6615	14.96	2	29.9	支柱補強プレート(右)
FB	t9-32×480	1.09	4	4.4	支柱補強プレート(張出し)
	小計(支柱)			2505.2	
長円	230×510×t6×8330	495.80	1	495.8	梁
長円	230×510×t6×7980	474.97	1	475.0	梁
PL	t25×410×690(長円)	48.44	4	193.8	フランジ(梁側)
PL	t12×80×150	0.57	40	22.8	フランジリブ(梁側)
FB	t9-65×8330	38.25	4	153.0	梁補強リブ
FB	t9-32×8330	18.83	2	37.7	梁補強プレート
FB	t9-65×7980	36.65	4	146.6	梁補強リブ
FB	t9-32×7980	18.04	2	36.1	梁補強プレート
PL	t12×100×130	1.22	4	4.9	吊金具
	小計(梁)			1565.7	
	合計(支柱＋梁)			4070.9	
標識板金具		17.90	9	161.1	標識板金具A
アイボルト	M24	0.79	4	3.2	支柱頂部
HTB	M24×95(N×1,W×2)	0.81	30	24.3	フランジ用
BOLT	M16×70(N×2,W×2)	0.23	72	16.6	標識板金具用
BOLT	M12×50(N×2,W×2)	0.10	36	3.6	標識板取付用

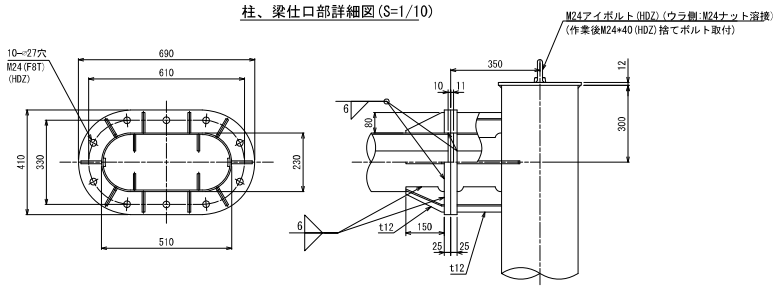
柱脚部詳細図(S=1/10)



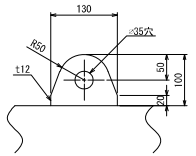
梁継手部詳細図(S=1/10)



柱、梁仕口部詳細図(S=1/10)



吊金具詳細図(S=1/5)



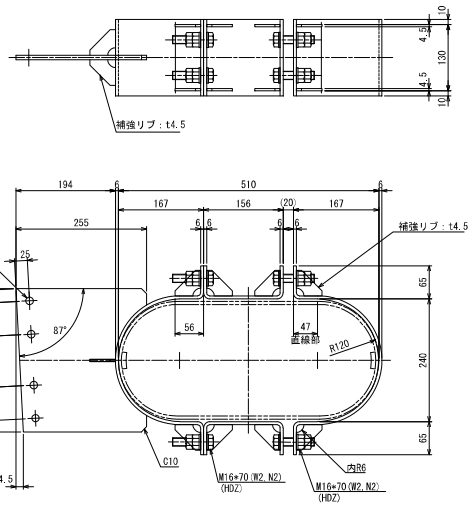
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱構造図 (R246青山地区)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮尺	1/50	図面番号	28 の 9
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

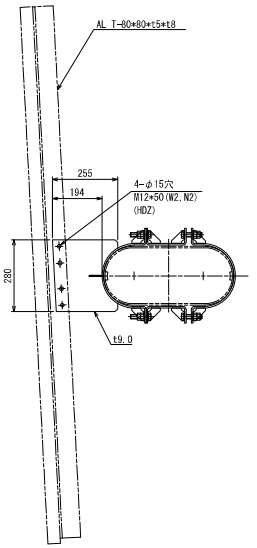
標識板取付金具詳細図

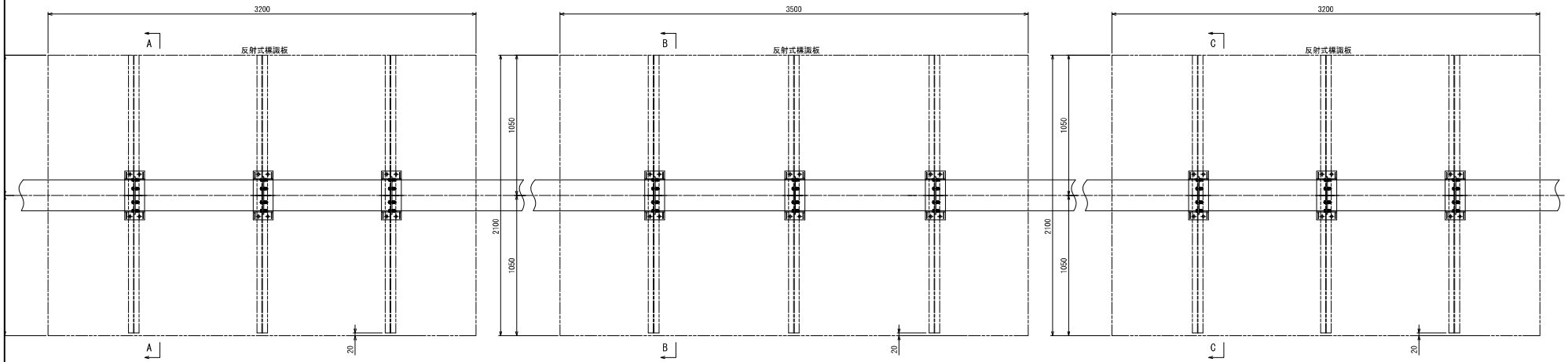
(R246青山地区)

取付金具詳細図 S=1/5
(取付金具A)



A-A, B-B, C-C断面
(取付金具A)





※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	標識板取付金具詳細図 (R246青山地区)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 10
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識基礎構造図（1）

（R246青山地区）

基礎材料表

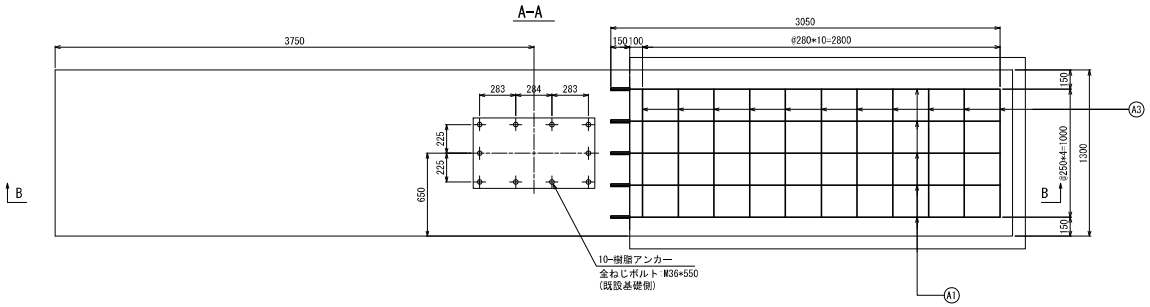
名称	形状・寸法 (mm)	単位重量 (kg)	数量	重量 容量	単位	備考
コンクリート	1300*1400*3000		1	5.46	m3	
根巻コンクリート	800*350*1200		1	0.34	m3	
均しコンクリート	1500*50*3100		1	0.23	m3	
基礎材	1500*150*3100		1	0.70	m3	
型枠			1		式	
アンカーボルト	M36*550(W,N2)	5.85	10	58.5	kg	
樹脂カプセル	M36用		10			
		合計		58.5	kg	
鉄筋 A1	D16*3050	4.76	16	76.2	kg	
鉄筋 A2	D13*3520	3.50	11	38.5	kg	
鉄筋 A3	D13*1320	1.31	11	14.4	kg	
樹脂カプセル	D16用		16			
		合計		129.1	kg	

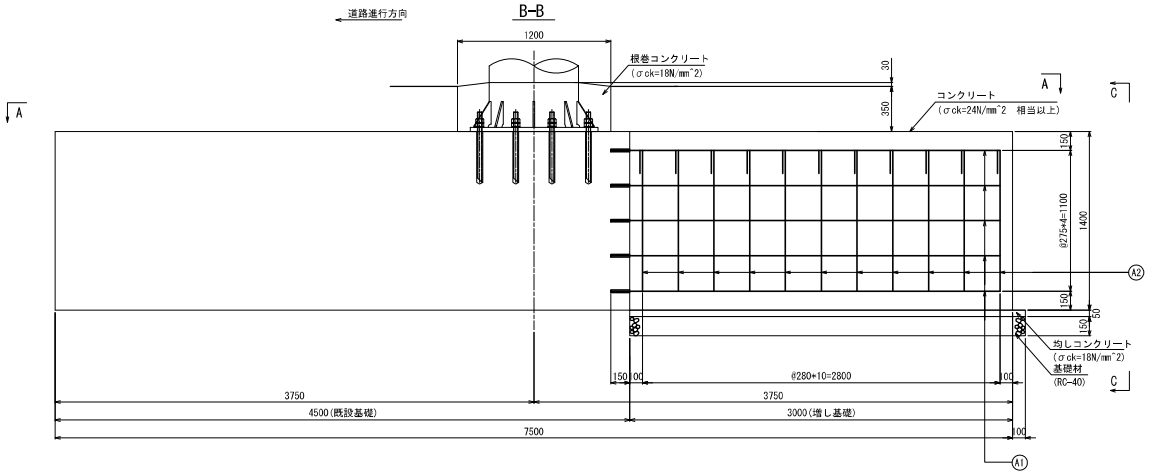
注意

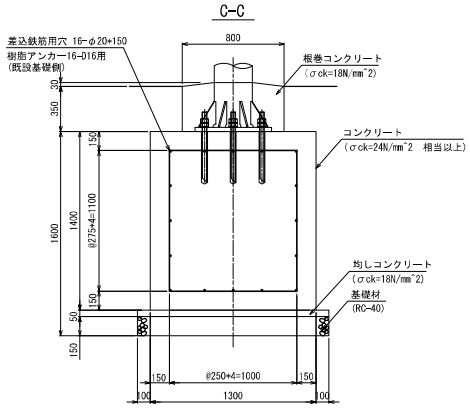
（１）コンクリートの設計基準強度は24N/mm^2相当以上とする。

（２）基礎砕石は最大径40mmとする。

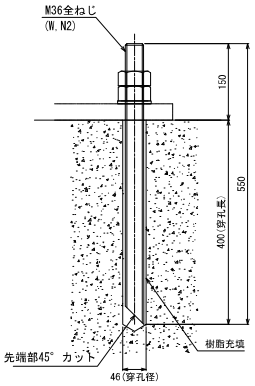
（３）鉄筋はJIS G3112 SD295Aとする。



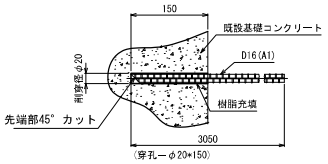


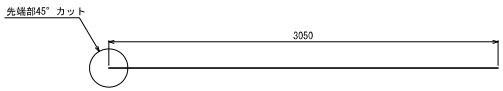


樹脂アンカー詳細図(S=1/5)

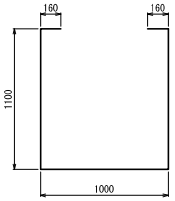


樹脂アンカー部詳細図(S=1/5)

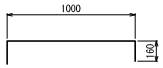




A1 16-D16*3050



A2 11-D13*3520



A3 11-D13*1320

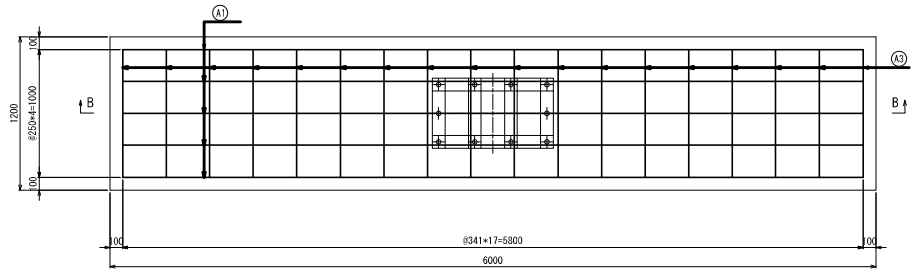
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識基礎構造図（1）(R246青山地区)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 11
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

門型標識基礎構造図（2）

（R246青山地区）

A-A



基礎材料表

名称	形状・寸法 (mm)	単位重量 (kg)	数量	重量 容量	単位	備考
コンクリート	1200×1200×6000		1	8.64	m^3	
根巻コンクリート	800×430×1200		1	0.41	m^3	
均しコンクリート	1400×50×6200		1	0.43	m^3	
基礎材	1400×150×6200		1	1.30	m^3	
型枠			1		式	
アンカーボルト	M36×1000(W,N3)	10.25	10	102.5	kg	
アンカーフレーム	FB-100×6×550	2.59	8	20.7	kg	
アンカーフレーム	FB-100×6×950	4.47	4	17.9	kg	
	合計			141.1	kg	
鉄筋 A1	D19×5830	13.12	14	183.7	kg	
鉄筋 A2	D13×3320	3.30	18	59.4	kg	
鉄筋 A3	D13×1320	1.31	18	23.6	kg	
	合計			266.7	kg	

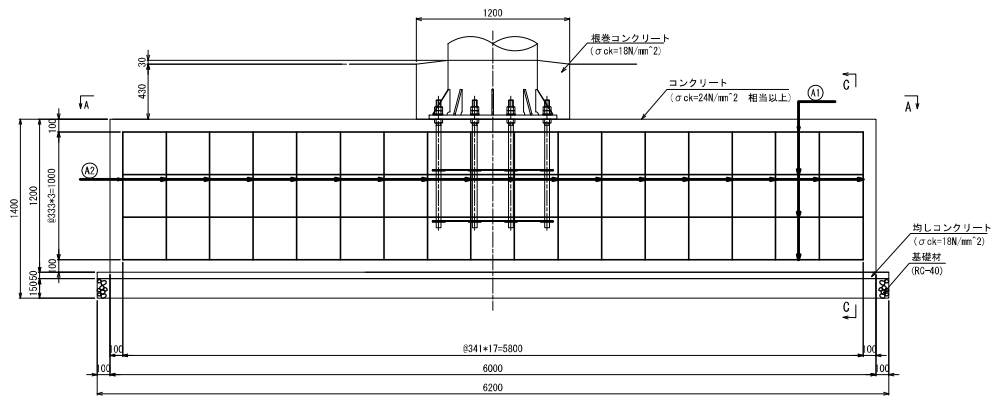
注意

（１）コンクリートの設計基準強度は24N/mm^2とする。

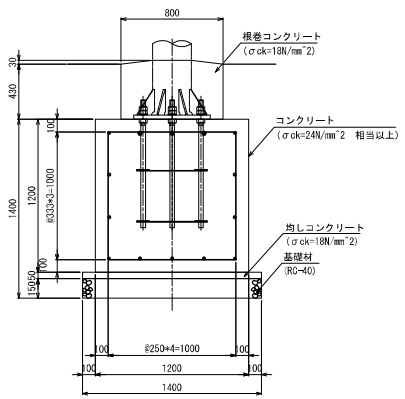
（２）基礎砕石は最大径40mmとする。

（３）鉄筋はJIS G3112 SD295Aとする。

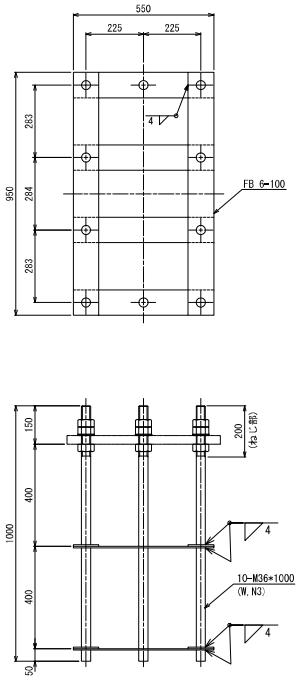
B-B

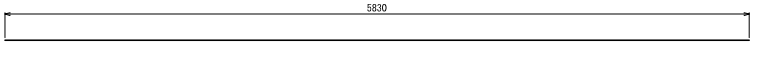


C-C

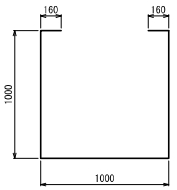


アンカーフレーム詳細図 S=1/10

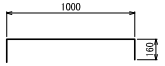




A1 14-D19*5830



A2 18-D13*3320



A3 18-D13*1320

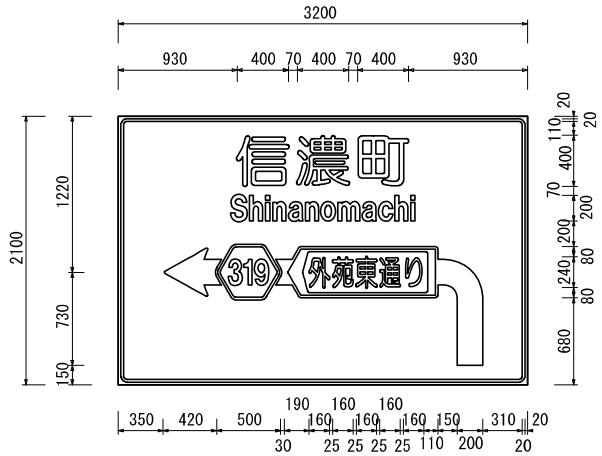
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識基礎構造図（2）（R246青山地区）		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 12
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

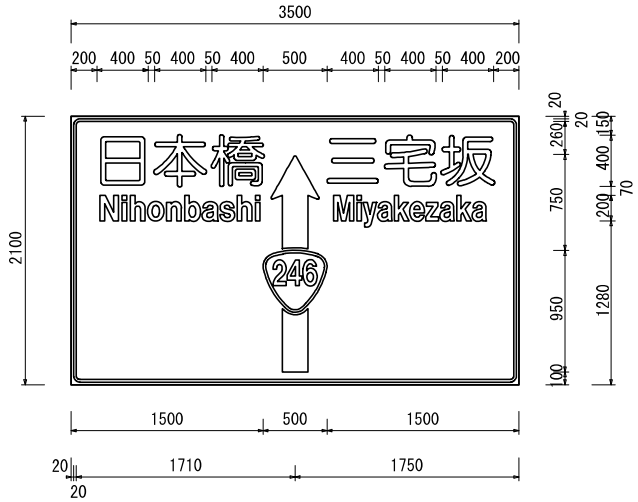
門型標識レイアウト図　S=1/20

（R246青山地区）

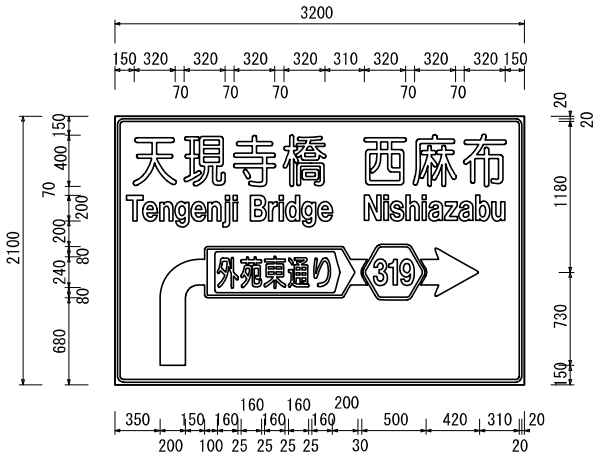
既設標識板再利用



既設標識板再利用



既設標識板再利用



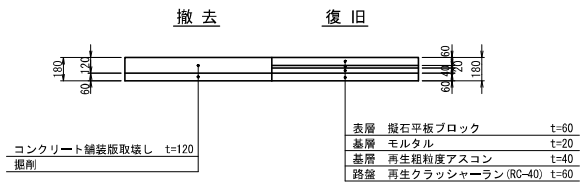
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識レイアウト図（R246青山地区）		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮　尺	1/20	図面番号	28 の 13
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

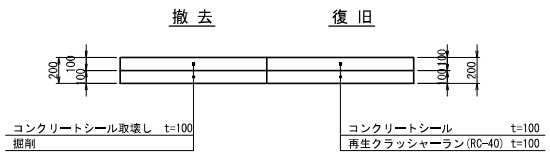
撤去復旧構造図(1)

(R246青山地区)

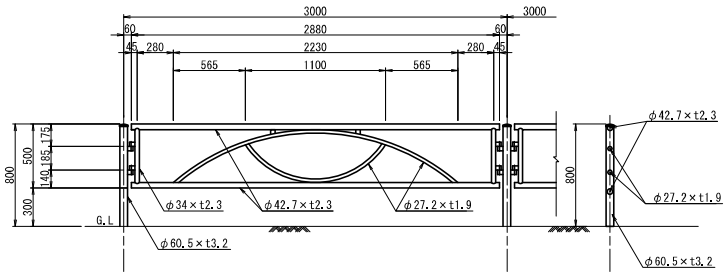
歩道舗装復旧工 S=1:20



ｺﾝｸﾘｰﾄｼｰﾙ復旧工 S=1:20



歩道用防護柵設置撤去 S=1:20



設置撤去単位数量表 歩道用防護柵 10m当り

名 称	規格・寸法	単位	数 量	摘 要
歩道用防護柵	H=800	m	10.00	再利用

※現地にて確認し防護柵を設置すること

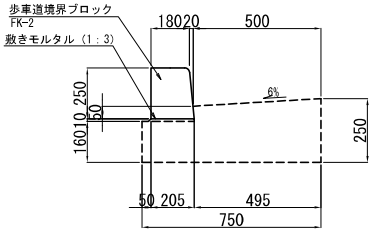
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	撤去復旧構造図 (1) (R246青山地区)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 14
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

撤去復旧構造図(2)

(R246青山地区)

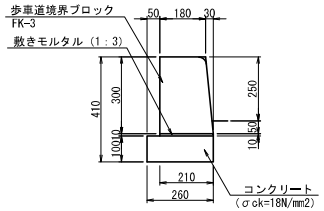
歩車道境界ブロック S=1:10



材料表 L型側溝　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
敷モルタル	1:3	m^3	0.02	
歩車道境界ブロック	FK-2	m	10.00	65kg/個

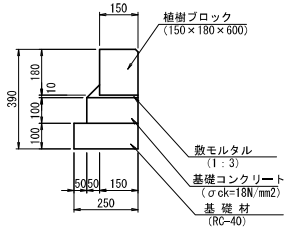
分離帯工 S=1/10



材料表 分離帯工　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート	σck=18N/mm²	m^3	0.26	
敷モルタル	1:3	m^3	0.02	
型　枠		式	1	
歩車道境界ブロック	FK-3	m	10.00	

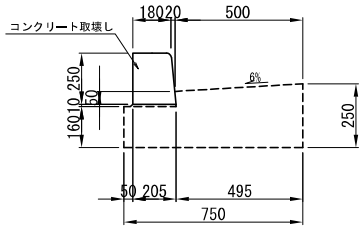
植樹ブロック S=1:10



材料表 植樹ブロック　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
基礎材	RC-40	m^2	2.50	t=10cm
コンクリート	σck=18N/mm²	m^3	0.20	
敷モルタル	1:3	m^3	0.03	
型　枠		式	1	
植樹ブロック	150×180×600	本	16.7	

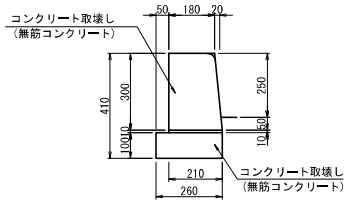
歩車道境界ブロック撤去 S=1:10



撤去単位数量表　L型側溝　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート取壊し	無筋構造物	m^3	0.500	

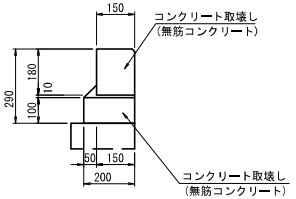
分離帯工撤去 S=1/10



撤去単位数量表　分離帯工　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート取壊し	無筋構造物	m^3	0.864	

植樹ブロック撤去 S=1:10



撤去単位数量表　植樹ブロック　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート取壊し	無筋構造物	m^3	0.47	

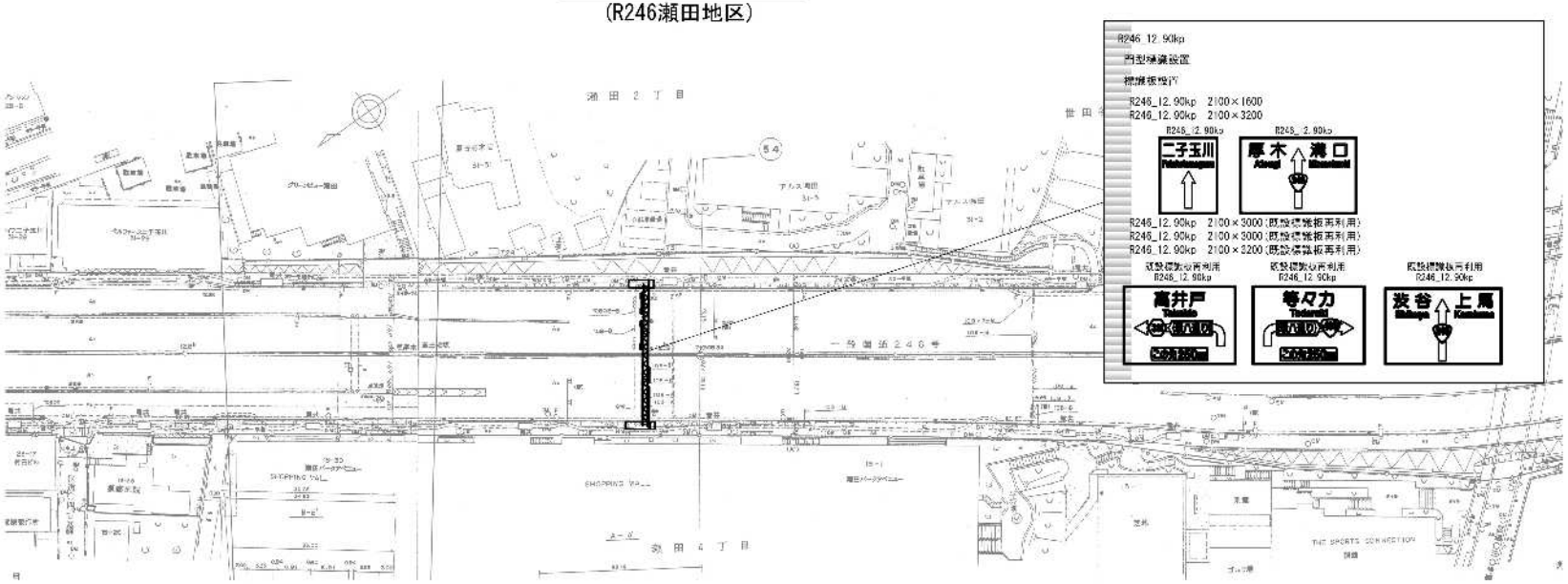
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	撤去復旧構造図（2） （R246青山地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	図示	図面番号	28 の 15
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

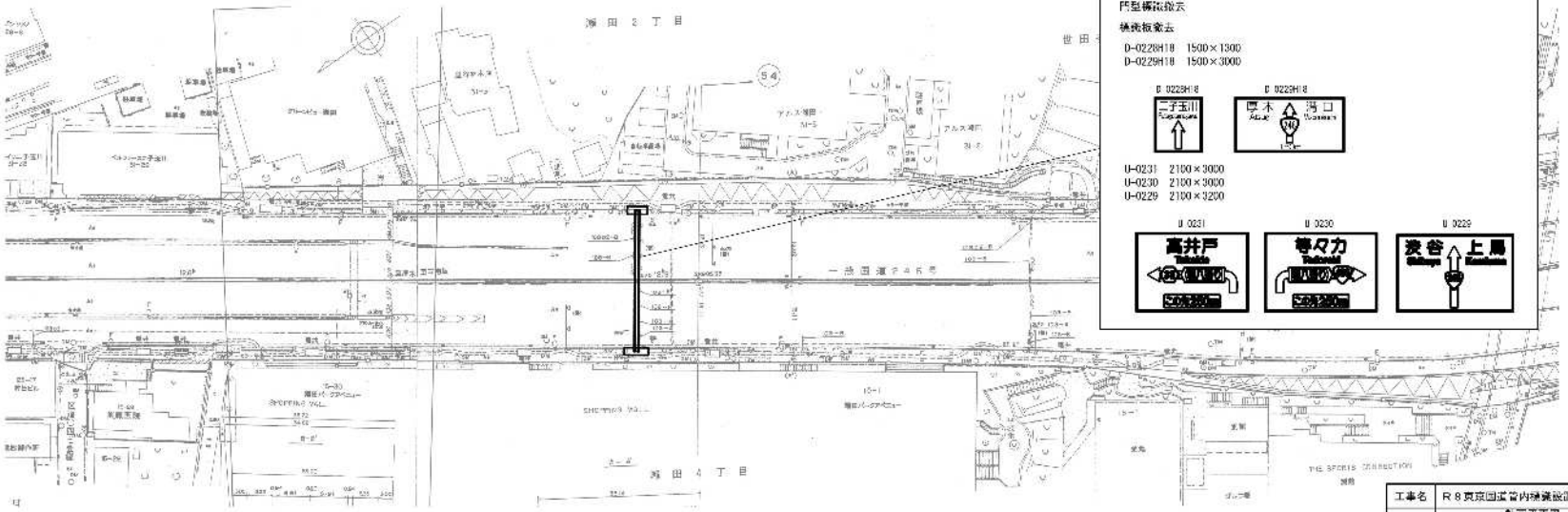
計画平面図

S=1/500

(R246瀬田地区)



(既設標識撤去工)

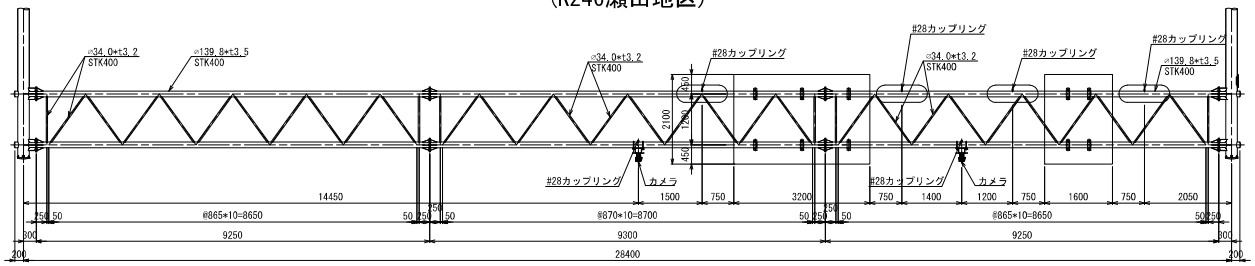


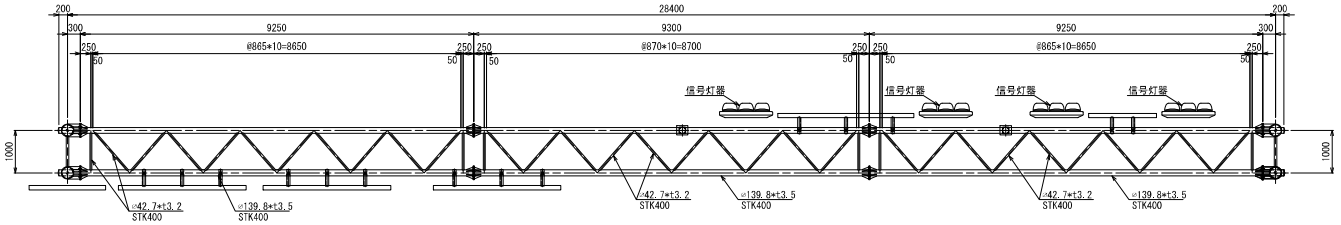
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

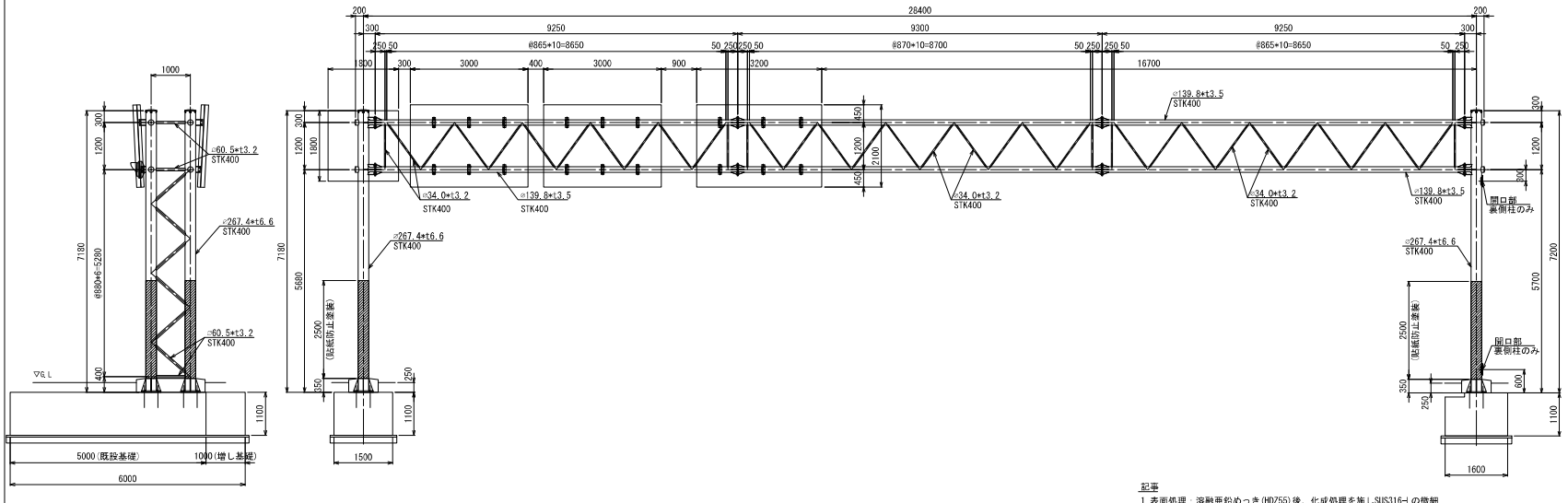
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事
図面名	計画平面図 (R246瀬田地区)
年月日	令和８年７月　日
縮　尺	1/500
図面番号	28 の 16
会社名	大日コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

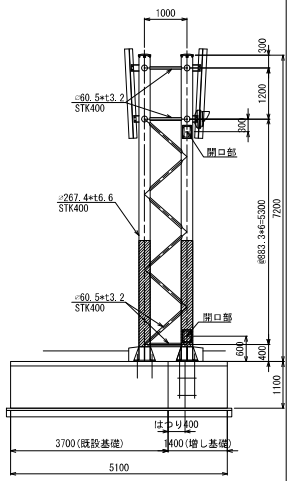
門型標識柱一般図 S=1/60

（R246瀬田地区）









記事

1. 表面処理：溶融亜鉛めっき(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316-Lの微細フレーク入りアクリルシリコン系樹脂焼付塗装(塗膜厚20μm以上)
ただし、板厚3.2未満はHDZ40とする。
2. 指定色：ダークブラウン(YPSR-273A)
3. 指定なき部材及びボルト類はSS400とする。
4. 標識板の反射シートは、広角プリズム型とする。
5. 標識板裏面及びアルミＴ型材等は柱と同系色塗装とする。
6. 施工前に試掘調査を行い、埋設物について確認すること。
7. 施工前に、地盤条件の確認を行うこと。
8. 周辺状況に応じて、施工方法を検討すること。
9. 施工前に、既設基礎の形状及び健全度を確認し、既設基礎活用可否について協議すること。

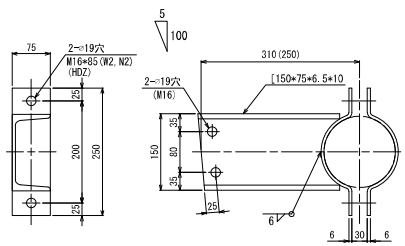
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱一般図（R246瀬田地区）		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	1/60	図面番号	28 の 17
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

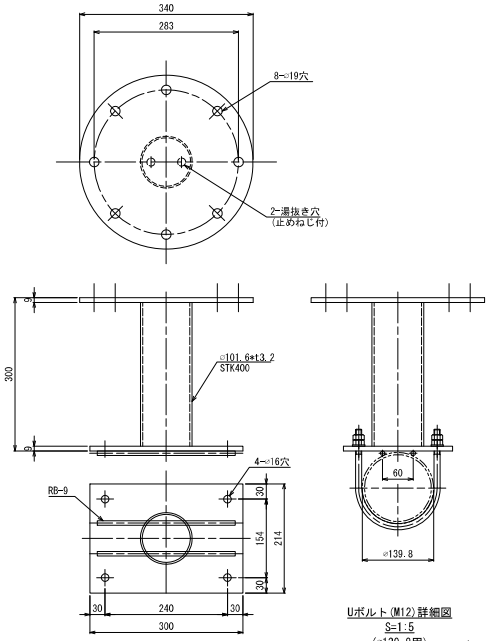
門型標識柱構造図

(R246瀬田地区)

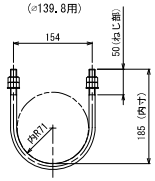
標識板取付金具詳細図 S=1:5



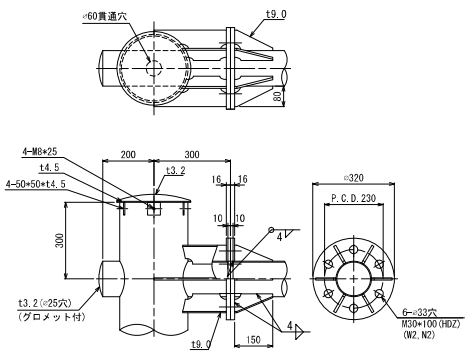
カメラ取付台詳細図 S=1:5



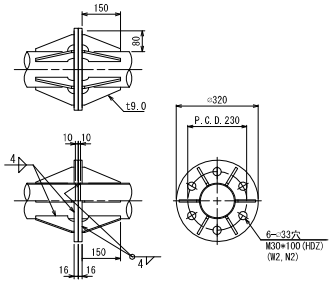
Uボルト(M12)詳細図
S=1:5
(○139.8用)



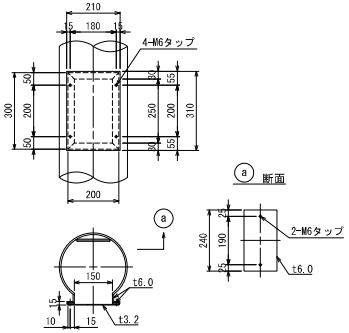
柱・梁仕口部詳細図 S=1:10



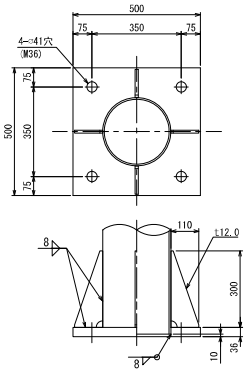
梁仕口部詳細図 S=1:10



開口部詳細図 S=1:10



柱脚部詳細図 S=1:10



材料表

種別		断面寸法	長さ(mm)	単位質量	1箇所質量(kg)	数量	質量(kg)	部材名
STK	Pipe	φ 267.4 × 6.6	7170	42.4 kg/m	304.01	2	608.0	支柱左
STK	Pipe	φ 267.4 × 6.6	7190	42.4 kg/m	304.86	2	609.7	支柱右
SS	PL	36 × 500	500	282.6 kg/m²	70.65	4	282.6	ベース
SS	PL	12 × 300	110	94.2 kg/m²	1.55	16	24.8	リブ
SS	PL	3.2 × φ 300		25.12 kg/m²	1.78	4	7.1	ｷｬｯﾌﾟ
SS	PL	4.5 × φ 290		35.33 kg/m²	2.33	4	9.3	トップ
SS	PL	4.5 × 50	50	35.33 kg/m²	0.09	16	1.4	トップ
STK	Pipe	φ 60.5 × 3.2	1332	4.52 kg/m	6.02	6	36.1	左柱斜ﾗﾃｽ
STK	Pipe	φ 60.5 × 3.2	1334	4.52 kg/m	6.03	6	36.2	右柱斜ﾗﾃｽ
STK	Pipe	φ 60.5 × 3.2	748	4.52 kg/m	3.34	6	20.0	水平ﾗﾃｽ
STK	Pipe	φ 139.8 × 3.5	490	11.8 kg/m	5.76	8	46.2	梁
SS	PL	16 × φ 320		125.6 kg/m²	10.10	8	80.8	ﾌﾗﾝｼﾞ
SS	PL	9 × 80	170	70.65 kg/m²	0.96	32	30.7	リブ
SS	PL	9 × 80	284	70.65 kg/m²	1.61	16	25.8	リブ
SS	PL	3.2 × φ 150		25.12 kg/m²	0.44	8	3.5	ｷｬｯﾌﾟ
					小計		1822.2	
STK	Pipe	φ 139.8 × 3.5	9260	11.8 kg/m	108.91	8	871.2	梁(内側)
STK	Pipe	φ 139.8 × 3.5	9260	11.8 kg/m	108.50	4	438.0	梁(中央)
STK	Pipe	φ 34.0 × 3.2	1478	2.43 kg/m	3.59	40	143.6	前後ﾗﾃｽ(面倒)
STK	Pipe	φ 34.0 × 3.2	1482	2.43 kg/m	3.60	20	72.0	前後ﾗﾃｽ(中央)
STK	Pipe	φ 42.7 × 3.2	1322	3.12 kg/m	4.12	40	164.8	上下ﾗﾃｽ(面倒)
STK	Pipe	φ 42.7 × 3.2	1325	3.12 kg/m	4.13	20	82.6	上下ﾗﾃｽ(中央)
STK	Pipe	φ 34.0 × 3.2	1054	2.43 kg/m	2.59	12	31.1	前後斜ﾗﾃｽ
STK	Pipe	φ 42.7 × 3.2	867	3.12 kg/m	2.71	12	32.5	上下横ﾗﾃｽ
SS	PL	16 × φ 320		125.6 kg/m²	10.10	24	242.4	ﾌﾗﾝｼﾞ
SS	PL	9 × 80	150	70.65 kg/m²	0.42	144	60.5	リブ(1/2)
SS	I	150 × 75 × 6.5 × 10	278	18.6 kg/m	5.17	14	72.4	クランプ上
SS	PL	6 × 75	300	47.10 kg/m²	1.05	28	29.7	クランプ上
SS	I	150 × 75 × 6.5 × 10	218	18.6 kg/m	4.05	14	56.7	クランプ下
SS	PL	6 × 75	300	47.10 kg/m²	1.05	28	29.7	クランプ下
SS	BOLT	M 30 (N,W)	100		1.200	96	123.8	ﾌﾗﾝｼﾞ
SS	BOLT	M 16 (N,W)	85		0.250	28	7.0	クランプ
SS	BOLT	M 16 (N,W)	55		0.27	28	6.1	クランプ
					小計		2464.2	
SS	PL	9 × 214	300	70.65 kg/m²	4.64	4	18.2	カメラ取付台
SS	PL	9 × φ 340		70.65 kg/m²	6.41	4	25.6	カメラ取付台
STK	Pipe	φ 101.6 × 3.5	300	8.47 kg/m	2.54	4	10.2	カメラ取付台
SS	BOLT	M 16 (N,W)	80		0.255	80	20.5	カメラ取付台
RB		φ9	270	0.499 kg/m	0.135	8	1.1	カメラ取付台
SS	BOLT	M 12 (N4,W2)	489		0.50	4	2.0	カメラ取付台
SS	PL	4.5 × 55	300	35.33 kg/m²	0.55	4	2.3	開口部
SS	PL	4.5 × 55	200	35.33 kg/m²	0.39	4	1.6	開口部
SS	PL	4.5 × 25	300	35.33 kg/m²	0.25	4	1.0	開口部
SS	PL	4.5 × 25	200	35.33 kg/m²	0.18	4	0.7	開口部
SS	PL	3.2 × 225	325	25.12 kg/m²	1.84	2	3.7	開口部
	BOLT	M6 (W)	30		0.01	8	0.1	開口部
	BOLT	M6 (W)	25		0.01	4	0.1	開口部
	BOLT	M 8 (W)	25		0.01	32	0.3	カメラ取付
					小計		87.4	
					合計		4373.8	

記事

1. 表面処理：溶融亜鉛めっき(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316-Lの微細フレーク入りアクリルシリコン系樹脂焼付塗装(塗膜厚20μm以上)
ただし、板厚3.2未満はHDZ40とする。
2. 指定色：ダークブラウン(YPSR-273A)
3. 指定なき部材及びボルト類はSS400とする。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

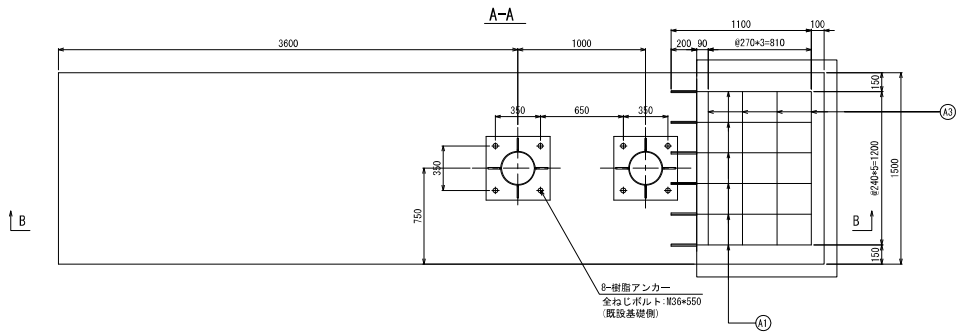
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識柱構造図(R246瀬田地区)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 18
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

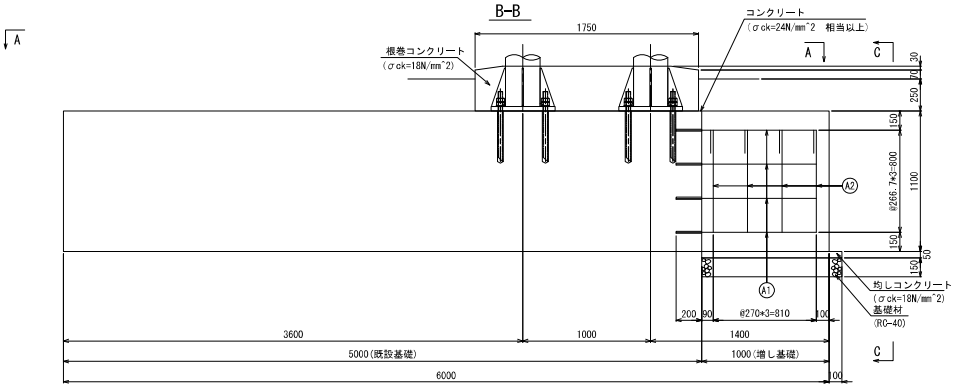
門型標識基礎構造図（1）　S=1/20

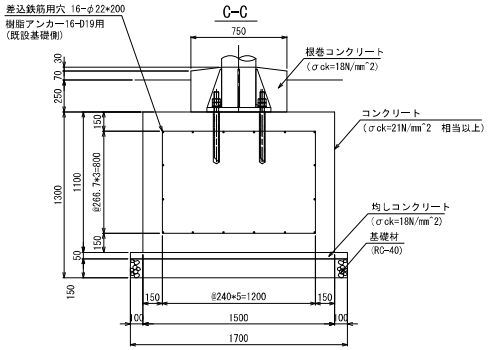
（R246瀬田地区）

上り線

左柱基礎図







基礎材料表

名称	形状・寸法 (mm)	単位重量 (kg)	数量	重量 容量	単位	備考
コンクリート	1500*1100*1000		1	1.65	m3	
根巻コンクリート	750*350*1750		1	0.46	m3	
均しコンクリート	1700*50*1100		1	0.09	m3	
基礎材	1700*150*1100		1	0.28	m3	
型枠			1		式	
アンカーボルト	M36*550(W,N2)	4.39	8	35.1	kg	
樹脂カプセル	M36用		8			
		合計		35.1	kg	
鉄筋 ①1	D19*1100	2.48	16	39.7	kg	
鉄筋 ①2	D13*3020	3.01	4	12.0	kg	
鉄筋 ①3	D13*1520	1.51	4	6.0	kg	
樹脂カプセル	D19用		16			
		合計		57.7	kg	

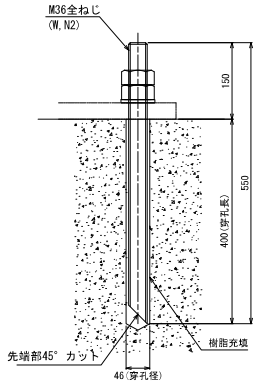
注意

（1）コンクリートの設計基準強度は24N/mm2相当以上とする。

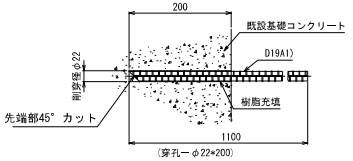
（2）鉄筋はJIS G3112 SD295A相当以上とする。

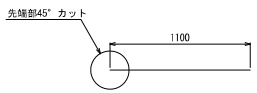
（3）基礎砕石は最大径40mmとする。

樹脂アンカー詳細図(S=1/5)

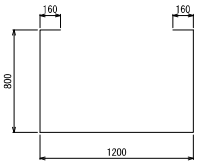


樹脂アンカー部詳細図(S=1/5)

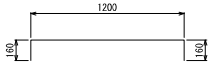




A1 16-D19*1100



A2 4-D13*3020



A3 4-D13*1520

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識基礎構造図（1）（R246瀬田地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	図示	図面番号	28 の 19
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

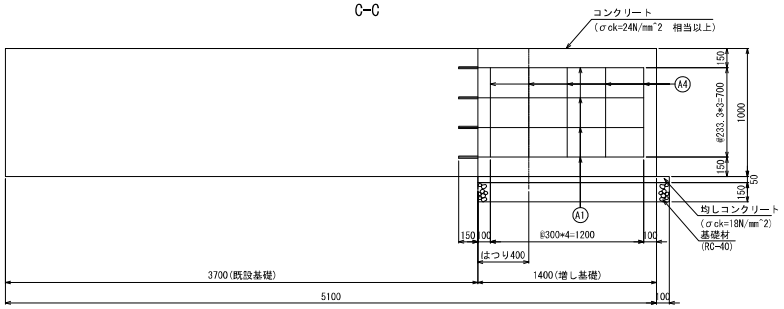
門型標識基礎構造図（2）　S=1/20

（R246瀬田地区）

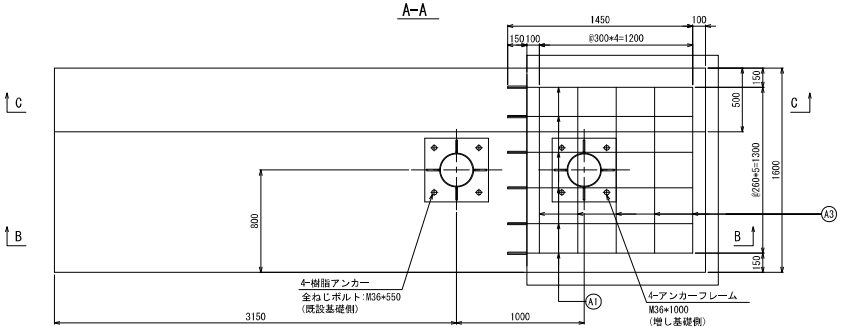
下り線

右柱基礎図

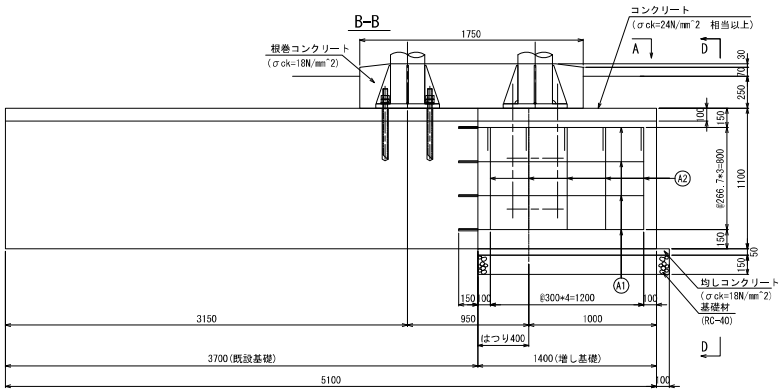
C-C



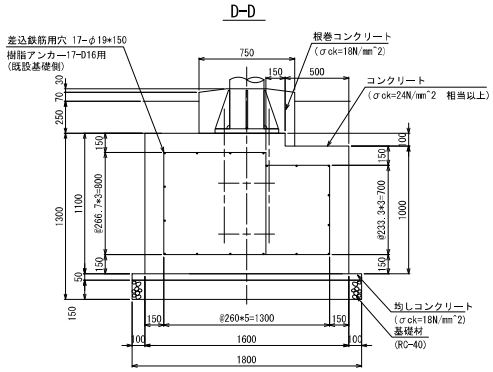
A-A



B-B



D-D



基礎材料表

名称	形状・寸法 (mm)	単位重量 (kg)	数量	重量 容量	単位	備考
コンクリート	1400*1100*1600		1	2.39	m3	
根巻コンクリート	750*350*1750		1	0.46	m3	
均しコンクリート	1800*50*1500		1	0.14	m3	
基礎材	1800*150*1500		1	0.41	m3	
型枠			1		式	
アンカーボルト	M36*1000(W,N3)	7.99	4	32.0	kg	
アンカーフレーム	FB-100*6*450	2.12	8	17.0	kg	
アンカーボルト	M36*550(W,N2)	4.39	4	17.6	kg	
樹脂カプセル	M36用		4			
	合計			66.6	kg	
鉄筋 A1	D16*1450	2.26	17	38.4	kg	
鉄筋 A2	D13*2620	2.61	5	13.1	kg	
鉄筋 A3	D13*1120	1.11	5	5.6	kg	
鉄筋 A4	D13*2020	2.01	5	10.1	kg	
樹脂カプセル	D16用		17			
	合計			67.2	kg	

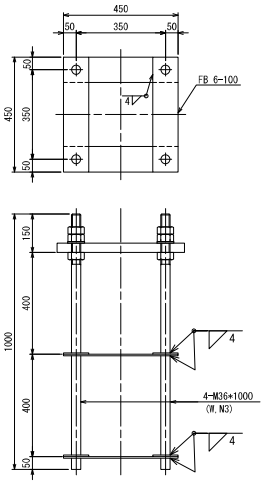
注意

（１）コンクリートの設計基準強度は24N/mm2相当以上とする。

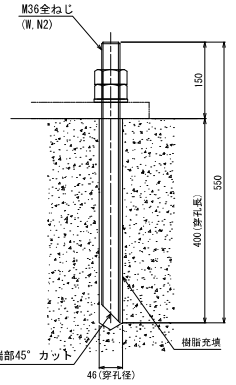
（２）鉄筋はJIS G3112 SD295A相当以上とする。

（３）基礎砕石は最大径40mmとする。

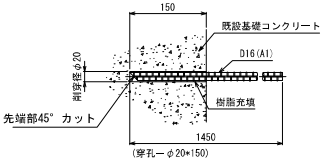
アンカーフレーム詳細図 S=1:10

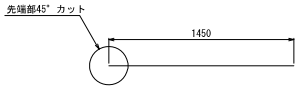


樹脂アンカー詳細図(S=1/5)

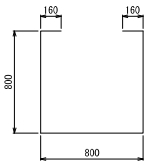


樹脂アンカー部詳細図(S=1/5)

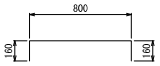




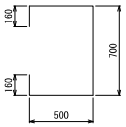
A1 17-D16*1450



A2 5-D13*2620



A3 5-D13*1120



A4 5-D13*2020

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

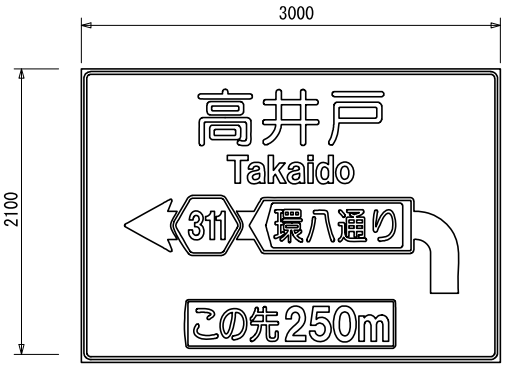
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	門型標識基礎構造図（2）（R246瀬田地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	図示	図面番号	28 の 20
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

標識板レイアウト図　S=1/20

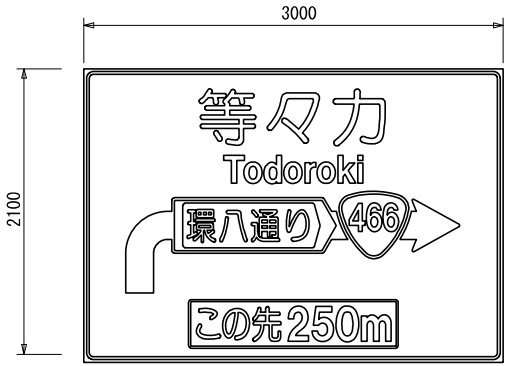
（R246瀬田地区）

上り線

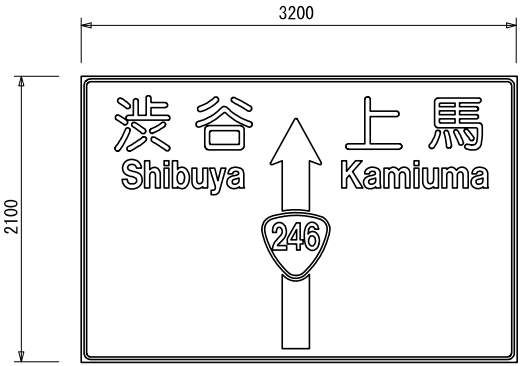
既設標識板再利用



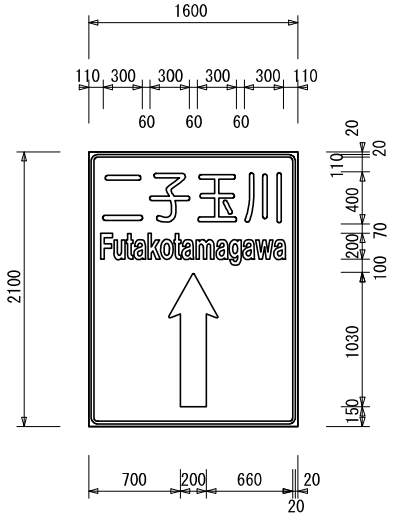
既設標識板再利用

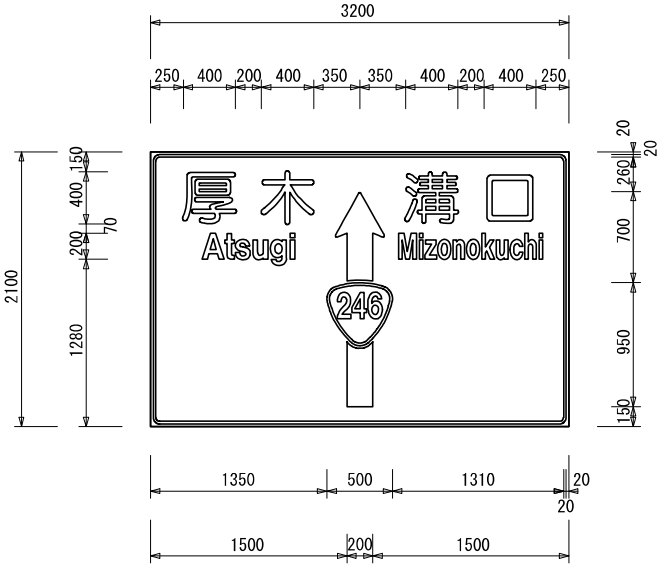


既設標識板再利用



下り線





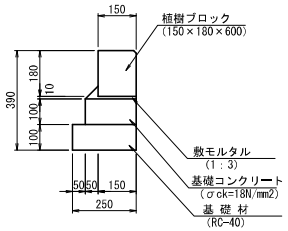
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	標識板レイアウト図（R246瀬田地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	1/20	図面番号	28 の 21
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

撤去復旧構造図

(R246瀬田地区)

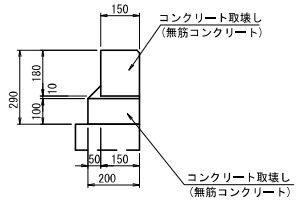
植樹ブロック S=1:10



材料表 植樹ブロック　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
基 礎 材	RC-40	m^2	2.50	t=10cm
コンクリート	σck=18N/mm²	m^3	0.20	
敷モルタル	1:3	m^3	0.03	
型　枠		式	1	
植樹ブロック	150×180×600	個	16.5	

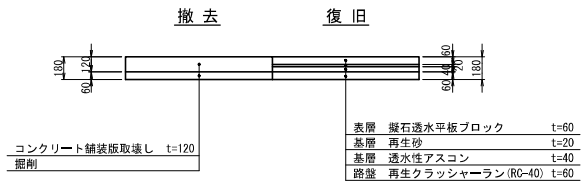
植樹ブロック撤去 S=1:10



撤去単位数量表　植樹ブロック　　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート取壊し	無筋構造物	m^3	0.47	

歩道舗装復旧工 S=1:20

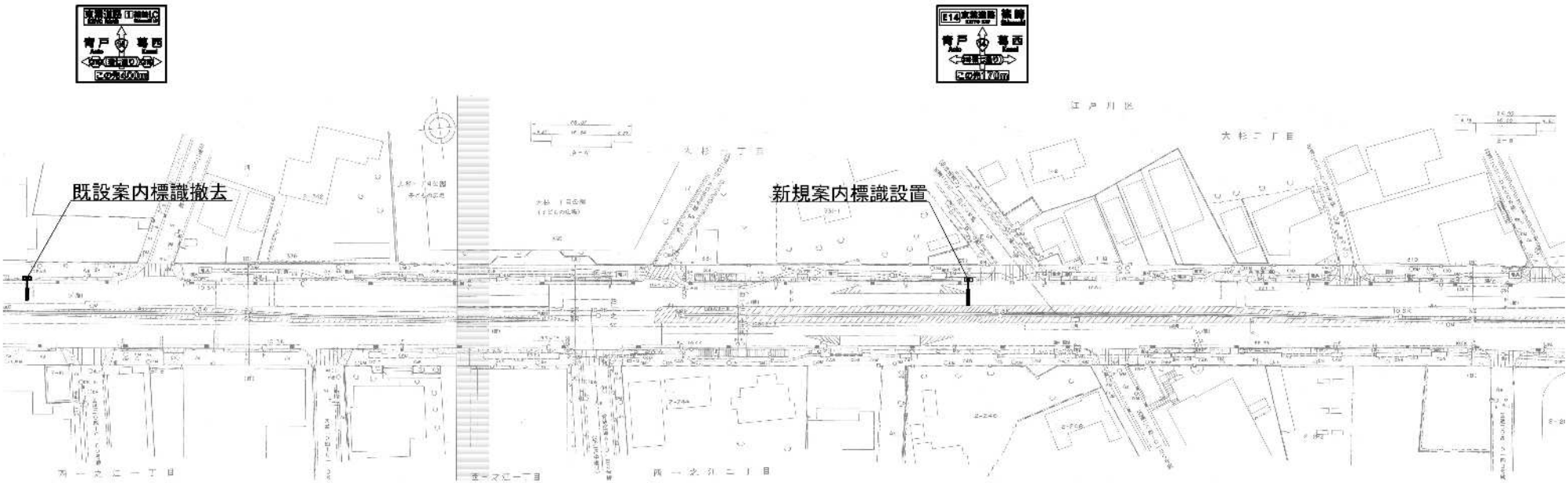


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	撤去復旧構造図 (R246瀬田地区)		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	図示	図面番号	28 の 22
会社名	大日コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

計画平面図 S=1:500

（R14一之江一丁目地区）



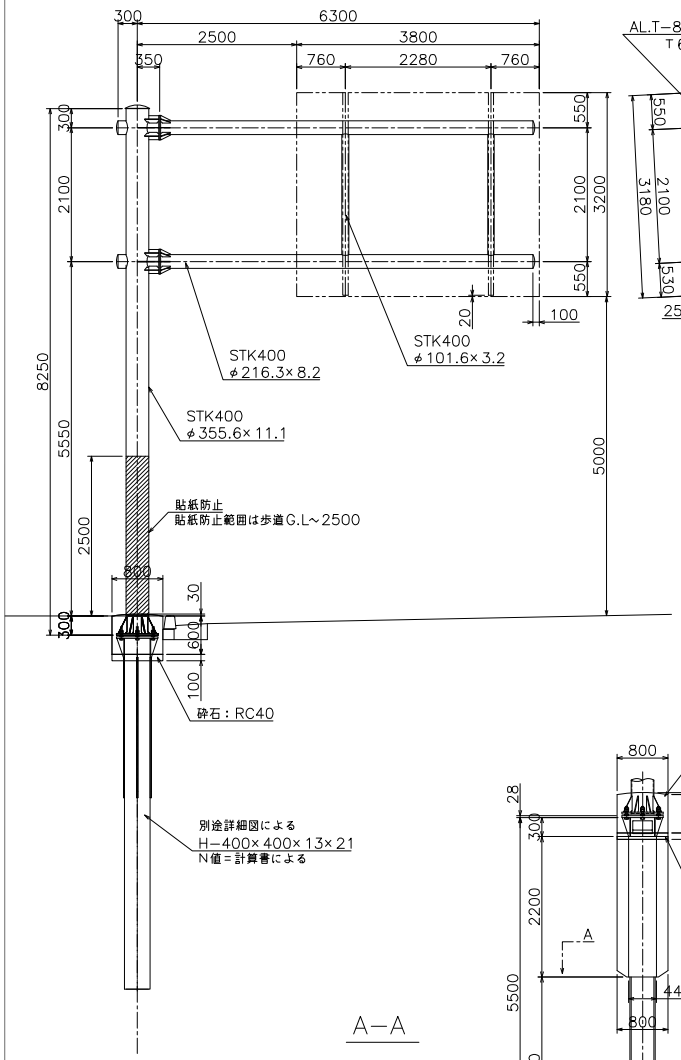
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	計画平面図 （R14一之江一丁目地区）		
年月日	令和 ８ 年 ７ 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	28 の 28
会社名	株式会社東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

F型標識柱構造図

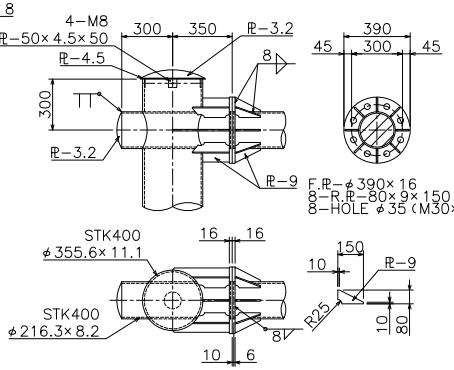
（R14一之江一丁目地区）

正面図 S=1/40

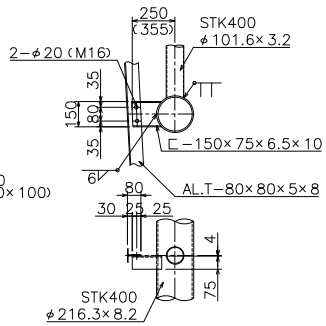


側面図 S=1/40

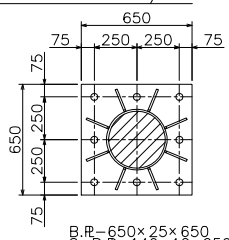
梁・柱の取合詳細図 S=1/15

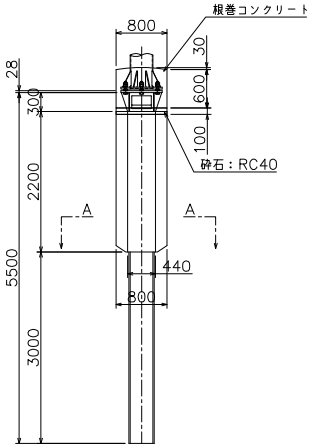


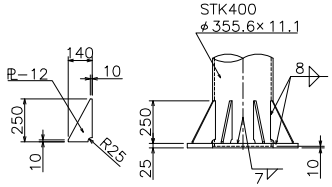
取付金具詳細図 S=1/15



柱脚部詳細図 S=1/15







A−A



支柱材料表

種別	形状・寸法（mm）		単位重量（kg）	数量	重量（kg）	備考
STK	Pipe	φ355.6×11.1×8240	777.03	1	777.0	柱
SS	PL	650×25×650	82.92	1	82.9	ベース
SS	PL	140×12×250/2	1.65	8	13.2	ベースリブ
SS	PL	φ395×3.2	3.08	1	3.1	柱キャップ
SS	PL	φ380×4.5	4.01	1	4.0	柱キャップ
SS	PL	50×4.5×50	0.09	4	0.4	柱キャップ
			小計		880.6	
STK	Pipe	φ216.3×8.2×5840	245.86	2	491.7	梁
STK	Pipe	φ216.3×8.2×640	26.94	2	53.9	梁
STK	Pipe	φ101.6×3.2×1910	14.82	2	29.6	梁継材
SS	PL	φ390×16	15.00	4	60.0	フランジ
SS	PL	80×9×150/2	0.42	16	6.7	リブ
SS	PL	80×9×217	1.23	8	9.8	リブ
SS	PL	80×9×334	1.89	4	7.6	リブ
SS	PL	80×9×157	0.89	4	3.6	リブ
SS	PL	φ240×3.2	1.14	4	4.6	梁キャップ
SS	C	150×75×6.5×10×170	3.16	2	6.3	板取付金具
SS	C	150×75×6.5×10×275	5.12	2	10.2	板取付金具
			小計		684.0	
			合計		1564.6	
SS	BOLT	M30×100（2W,2N）	1.329	16	21.3	フランジ
SS	BOLT	M16×55（2W,2N）	0.217	8	1.7	板取付
SS	BOLT	M8×20（SCREW）	0.013	4	0.1	柱キャップ
			小計		23.1	

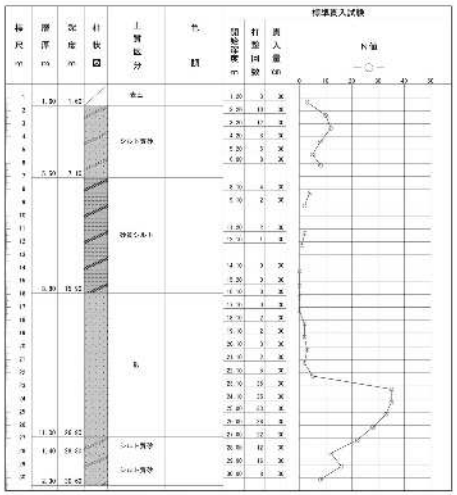
注意
（1）規格は、鋼管をSTK400、鋼板、型鋼、ボルトをSS400とする。
（2）支柱の表面処理は溶融亜鉛メッキ(HDZ55)後、化成処理を施しSUS316Lの微細フレーク入りアクリルシリコン樹脂の焼き付け塗装とする。
塗膜厚：２０μ以上。　指定色：ダークブラウン（YPSR−273A）

基礎材料表

名称	形状・寸法（mm）	重量・容量	単位	備考
コンクリート	800×800×600	0.38	m³	
型枠		1.92	m²	
砕石	800×800×100	0.06	m³	

注意
（1）コンクリートの設計基準強度は18N/mm²とする。

柱状図



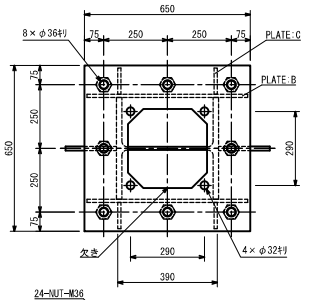
注意
柱状図は東京の地盤（ＧＩＳ版）から引用

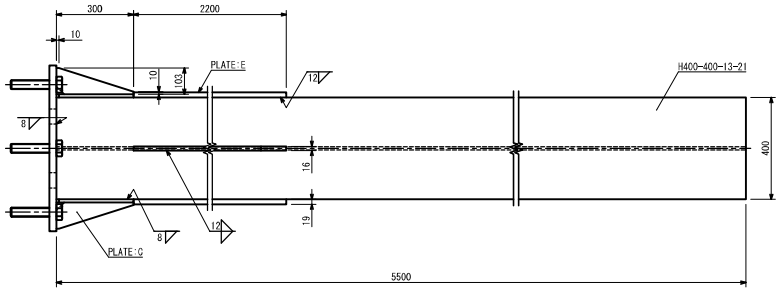
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

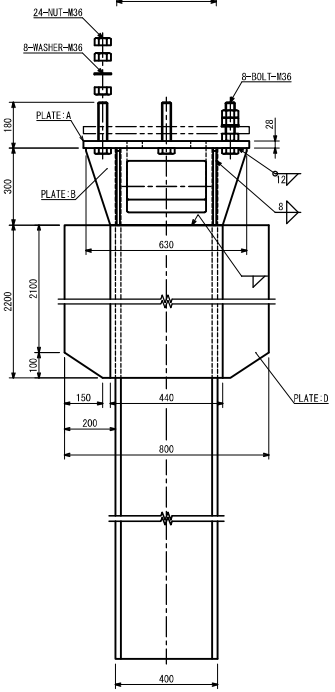
工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	F型標識柱構造図（R14一之江一丁目地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	図示	図面番号	28 の 24
会社名	株式会社東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

Ｆ型標識基礎構造図　S=1:10

（R14一之江一丁目地区）



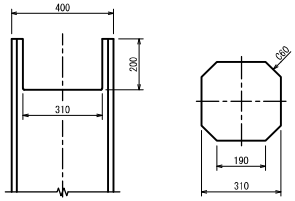


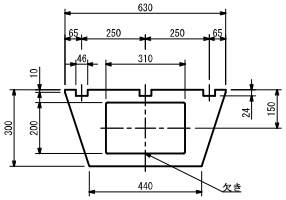


材料表

種別	規格・材質	寸法・強度区分	単質(kg)	数量	質量(kg)
BOLT	JIS B 1180 全ねじ六角ﾎﾞﾙﾄ	M36×L180　-4.6	1.44	8	11.5
NUT	JIS B 1181 六角ﾅｯﾄ	M36　-4	-	24	-
WASHER	JIS B 1256 並丸	M36	-	8	-
PLATE:A	JIS G 3101 SS400	28×650×650	92.87	1	92.9
PLATE:B	JIS G 3101 SS400	12×300×630	17.80	2	35.6
PLATE:C	JIS G 3101 SS400	12×103×300×1/2	1.46	4	5.8
PLATE:D	JIS G 3101 SS400	16×200×2200	55.26	2	110.5
PLATE:E	JIS G 3101 SS400	19×440×2200	144.38	2	288.8
H	注1)	400×400×13×21　L=5500	946.00	1	946.0
TOTAL					1491.1

注1) JIS G 3101 SS400、JIS G 3136 SN400A 又は、これと同等以上の材質とする。
注2) 溶接部のｽｶﾗｯﾌﾟはC30 又は、R30とする。
注3) ﾎﾞﾙﾄは、強度区分4.6と同等以上とする。



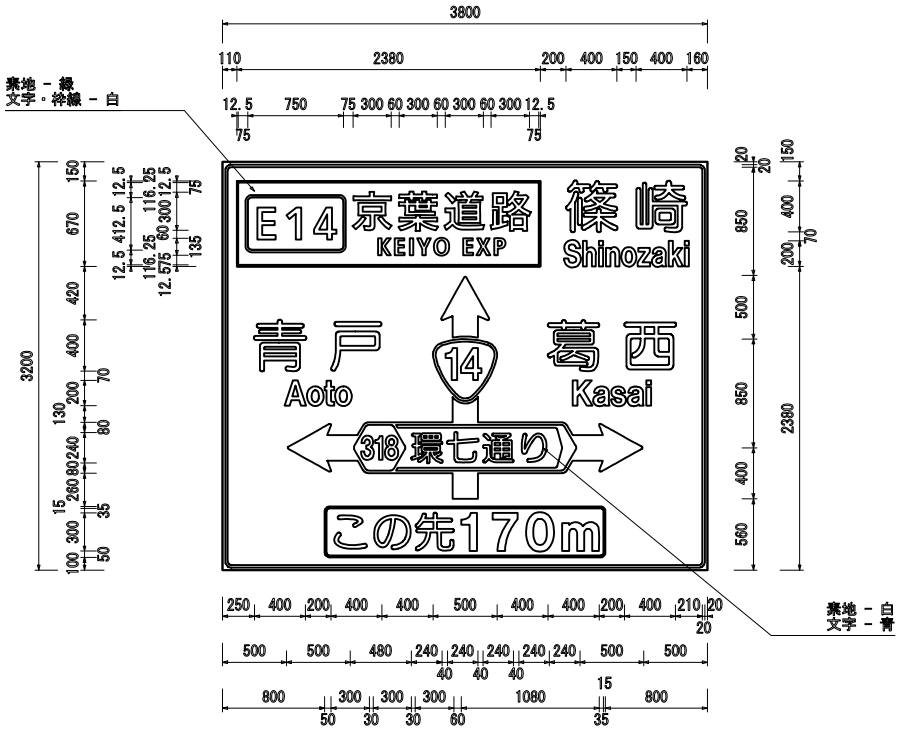


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事		
図面名	Ｆ型標識基礎構造図（R14一之江一丁目地区）		
年月日	令和 8 年 7 月　日		
縮　尺	1：10	図面番号	28 の 25
会社名	株式会社東京建設コンサルタント		
事務所名	国土交通省 東京国道事務所		

標識板レイアウト図　S=1:20

（R14ー之江ー丁目地区）



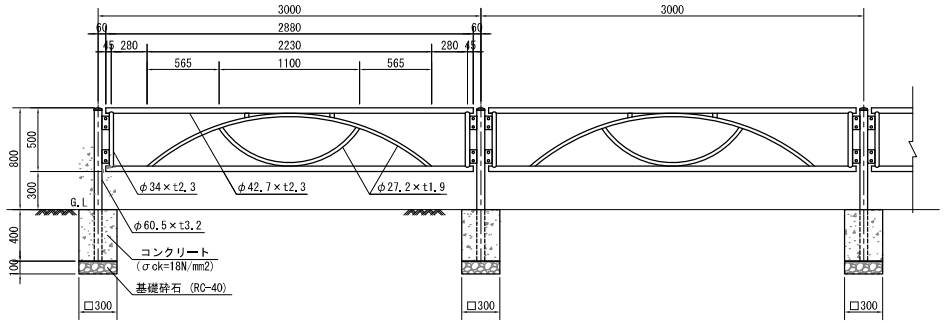
工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事
図面名	標識板レイアウト図 （R14ー之江ー丁目地区）
年月日	令和 8 年 7 月　日
縮　尺	1：20　図面番号　28 の 26
会社名	株式会社東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

撤去復旧構造図　S=図示

（R14一之江一丁目地区）

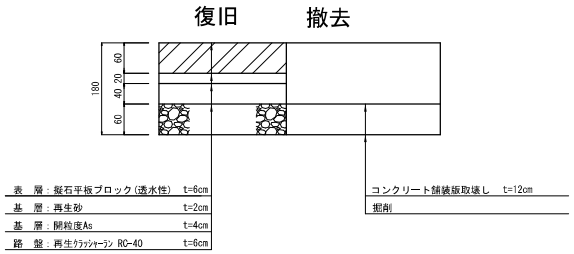
横断防止柵設置工　S=1:20



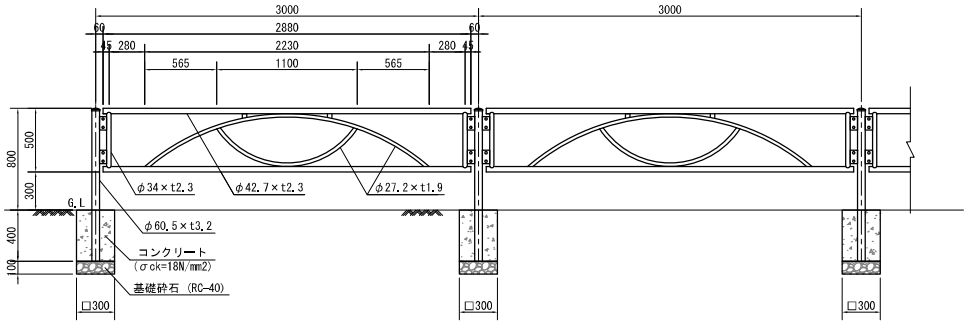
材料表　100m当たり

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
			L=3000	
基礎砕石	RC-40, t=100	m^3	3.000	
型　枠		式	1	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	1.162	
横断防止柵	H=800	m	100.0	再利用
		枚	33.3	

舗装構成図　S=1:5



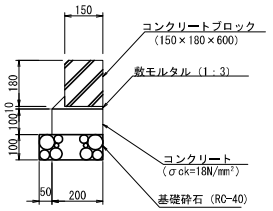
横断防止柵撤去工　S=1:20



材料表　100m当たり

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
			L=3000	
横断防止柵	H=800	m	100.0	
コンクリート	σck=18N/mm2	m^3	1.440	無　筋

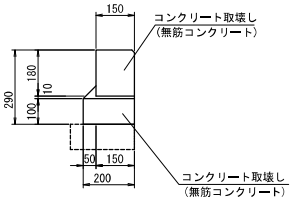
植樹ブロック　S=1:10



歩道植樹帯縁石工　材料表　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	備　考
コンクリートブロック	150×180×600	個	16.5	38kg/個
基礎砕石	RC-40　t＝100	m^3	2.5	
コンクリート	σck=18N/mm²	m^3	0.20	
敷モルタル	1:3	m^3	0.028	
型　枠		式	1	

植樹ブロック撤去　S=1:10



撤去単位数量表　植樹ブロック　10m当り

名　称	規格・寸法	単位	数　量	摘　要
コンクリート取壊し	無筋構造物	m^3	0.47	

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８東京国道管内標識設置ほか工事
図面名	撤去復旧構造図 （R14一之江一丁目地区）
年月日	令和 8 年 7 月　日
縮　尺	縮尺：図示　図面番号　28 の 27
会社名	株式会社東京建設コンサルタント
事務所名	国土交通省 東京国道事務所

数量総括表

工種	種別	細別	規格	単位	R4千住新橋地区	R246青山地区	R246瀬田地区	R14一之江一丁目地区
標識工				式	1	1	1	1
	大型標識工			式	1	1	1	1
		標識基礎	抵抗板付き鋼製杭基礎	基				1
			門型式の基礎　6.0m3以上	基		1		
			門型式の基礎　4.0m3以上6m3未満	基		1		
			門型式の基礎　4.0m3未満	基			2	
		門型標識柱	門型	基	1	1	1	
		片持標識柱	F型	基				1
		標識板	2.0m2以上	枚	3	3	5	1
	構造物撤去工			式	1	1	1	1
		標識撤去		基	1		1	1
		舗装版切断	コンクリート舗装版 舗装版厚 15cm以下	式		1	1	1
			コンクリートシール 厚　100mm	式		1		
		舗装版破砕	コンクリート舗装版 舗装版厚 15cm以下	m2		27	17	4
			コンクリートシール 厚　10cm	m2		7		
		歩車道境界ブロック撤去	無筋構造物	m		5		
		分離帯工撤去	無筋構造物	m		16		
		植樹ブロック撤去	無筋構造物	m		9	5	5
		歩道用防護柵撤去	H=800	m		8		5
	構造物復旧工			式				
		擬石透水性平板ブロック	300×300×60	m2			17	4
		擬石平板ブロック	300×300×60	m2		28		
		基層	開粒度As（13） t=40mm	m2			17	4
		基層	再生粗粒度アスコン（20） 舗装厚4cm	m2		28		
		歩道舗装路盤工	再生クラッシャーランRC-40 厚6cm	m2		28	16	4
		コンクリートシール復旧	18-12-25(20)高炉 厚10cm	m2		6		
		コンクリートシール路盤工	再生クラッシャーランRC-40 厚10cm	m2		6		
		歩車道境界ブロック復旧	B種（180/205×250×600）	m		5		
		分離帯工復旧	C種（180/210×300×600）	m		16		
		植樹ブロック復旧	150×180×600	m		9	5	5
		歩道用防護柵復旧	H=800　再利用	m		8		5
	運搬処理工			式	1	1	1	1
		現場発生品運搬		式	1		1	1
		再利用標識板運搬		式	1	1	1	
		殻運搬	コンクリート殻（無筋）	m3		15	2	1
			コンクリート殻（鉄筋）	m3				5
			アスファルト殻	m3				0.1
		殻処分	コンクリート殻（無筋）	m3		15	2	1
			コンクリート殻（鉄筋）	m3				5
			アスファルト殻	m3				0.1
		残土運搬処分	土砂	m3		1	1	1
仮設工				式	1	1	1	1
	交通管理工			式	1	1	1	1
		交通誘導警備員　A		式	1	1	1	1
		交通誘導警備員　B		式	1	1	1	1
管内標識板更新								
	標識工							
		標識板設置	2.0m2以上	m2	70			
		標識板撤去		m2	70			
仮設工				式	1			
	交通管理工			式	1			
		交通誘導警備員　A		式	1			
		交通誘導警備員　B		式	1			

工事名	R８東京国道管内標識設置ほか工事
図面名	数量総括表
縮尺	ー　図面番号　28 の 28
年月日	令和　8 年　7 月　　日
設計会社名	ー
事務所名	国土交通省　東京国道事務所